

令和 8 年第 2 回本巣市議会定例会議事日程（第 2 号）

令和 8 年 6 月 16 日（火曜日）午前 9 時 開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	坂 下 裕 久	2 番	堀 田 靖 則
3 番	翠 昭 博	4 番	高 橋 知 子
5 番	瀬 川 照 司	6 番	飯 尾 龍 也
7 番	片 岡 孝 一	8 番	高 橋 時 男
9 番	澤 村 均	10 番	高 橋 勇 樹
11 番	今 枝 和 子	12 番	高 田 浩 視
13 番	河 村 志 信	14 番	鏑 本 規 之
15 番	臼 井 悦 子	16 番	大 西 徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	谷 口 博 文
教 育 長	川 治 秀 輝	総 務 部 長	林 晃 弘
企 画 部 長	林 玲 一	市 民 部 長	加 納 正 康
健康福祉部長	磯 部 千恵子	産 業 経 済 部 長	瀬 川 清 泰
都市建設部長	加 藤 知 也	水 道 環 境 部 長	青 木 竜 治
教育委員会 事 務 局 長	高 木 孝 人	会 計 管 理 者	井 尾 昌 宏

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	横 山 勝 史	議 会 書 記	大久保 守 康
議 会 書 記	廣 瀬 知 倫	議 会 書 記	八 木 孝 佑

開議の宣告

○議長（今枝和子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

なお、録画放送のため、議場内において一般質問を放送関係職員が撮影することを許可しておりますので御報告いたします。

日程第 1 一般質問

○議長（今枝和子君）

日程第 1、一般質問を行います。

3 番 翠昭博議員の発言を許します。

翠議員。

○3 番（翠 昭博君）

議長の承諾をいただきましたので、一般質問通告書に基づき、一問一答方式にて順次質問させていただきます。

初めに、令和 8 年度がスタートして 2 か月、職員の方は 4 月の人事異動に伴う人間関係の新たな構築や市民の対応など多くの仕事をしておられると思います。一方、私としては予算決算委員会の議員全員で行政視察ができたこと、少年サッカー時代に知っていた泉南市長にお会いできたことなど多くのことを勉強させていただきました。改めて感謝申し上げます。

さて、先月 5 月は自転車活用推進法などに基づき、自転車月間であります。今月 6 月は土砂災害防止月間、来月 7 月は河川愛護月間、そして 8 月は道路ふれあい月間であります。国土交通省ではそれぞれ 5 月から 8 月までの各月間において記念イベントなどを行い、啓発活動などを行っております。特に今月 6 月は、豊かな安定した生活が今できていることなど先代たちの知恵と努力によって築き上げられた、山にある砂防ダムによる土砂のコントロールができているからであります。また昨年の 8 月 30 日には、東海環状自動車道の本巣インターから大野神戸インター間の開通は悲願達成の日であり、記憶に新しいことです。この 8 月の道路ふれあい月間に合わせて開通 1 年を祝福するイベントなどを若い職員が中心となって手作りできたら職員の育成にもつながると思いますが、いかがでしょうか。

それでは、ここからは一般質問 1 をさせていただきます。

将来の東海環状自動車道の全通開通を見越した企業誘致に伴う用地確保に向けた取組についてと題してです。

質問理由は、近接都市では進出企業の選定をこの秋に公募し、28年の 3 月、令和 9 年度末までに

企業用地の造成完了を目指す」と先月13日の新聞報道があり、その内容は不破郡垂井町と当町土地開発公社は同町内に工事用地開発に取り組むとあり、総面積は10ヘクタールで、町は進出企業の選定を今年秋に公募、28年3月までの造成工事を目指す、町長は町の成長戦略であり極めて重要な施策、スピード感を持って進めていくとコメントしております。

現在、東海環状自動車道は全線153キロ完成に向けて、岐阜県と三重県の境をトンネル構造で整備しており、28年3月頃までには完成と見込んだ近隣市町の企業誘致の動きである中、本巣市も都市計画マスタープラン、このタイミングで改正が行われますので、スピード感を持って進めるべきと考えます。

ここで質問項目1、企業誘致に向けた現在の進捗とその計画を産業経済部長にお尋ねします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えいたします。

本市が進めるオーダーメイド型企業誘致は、本市への進出を希望する企業の要望を踏まえ、市が用地取得から造成工事までを一体的に実施し、完成後に企業へ売却する手法です。企業が必要とする規模や条件に応じて事業を進めることができるため、効率的かつ無駄のない企業誘致が可能であると考えています。

これまでの実績といたしましては、3地区においてオーダーメイド型企業誘致を進めています。まず温井地区につきましては、大野神戸インターチェンジに近接する立地を生かし、造成予定地約2.9ヘクタールを企業の要望に応じて分割し、令和4年度には約2ヘクタール、令和5年度に約0.9ヘクタールをそれぞれ売却いたしました。また、浅木地区につきましては、約3.4ヘクタールの企業用地について本年度中の売却を予定しています。さらに、屋井地区につきましては本巣インターチェンジに近接する立地において、本年度中に約2ヘクタールの用地買収を完了する予定であり、令和9年度から造成工事に着手し、令和11年度の企業への売却を目指して事業を進めています。

今後につきましても、高速道路インターチェンジ周辺などの交通利便性の高い産業誘導地区を中心に、企業ニーズを的確に把握しながら計画的な企業誘致を推進していきます。また、都市計画マスタープランの見直しに合わせ、本巣インターチェンジ周辺における新たな産業誘導地区の設定や企業用地取得において課題となる農振除外の手法についても検討を進め、優良企業が進出しやすい環境づくりに努めていきます。

なお、近隣自治体で実施されている土地開発公社による工場用地の先行取得につきましては、企業が求める用地規模や売買金額の不一致により売却までに長期間を要する場合があります。本市の屋井工業団地においても完売までに8年を要しており、その間の維持管理費や資金調達費用が分譲価格に反映され、企業負担の増加につながった事例があります。また、売却先が決まらず未利用地となるリスクもあります。このため、本市といたしましては企業進出意向を十分に確認した上で事

業化を図るオーダーメイド型企業誘致を基本とし、引き続き着実な企業立地の促進に取り組んでいきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

答弁ありがとうございました。

私は昨年12月、本議会において私から次期都市計画マスタープランについて質問したとき市長から、その改定においてはこれまで進めてきた交通インフラの整備や産業誘致をさらに前進させ、持続可能で活力ある本市のまちづくりを目指しますと力強い答弁をいただきました。

なお、改定は令和9年度までと聞いておりますが、現時点で新たな産業誘致地区に該当する用地関係者に市の意向を伝えるこれまでのオーダーメイド型企業誘致に代わるスピード感のある手続が必要であると考えます。

ここで質問項目2に移ります。

用地関係者への手続がどうなっているのかを産業経済部長にお尋ねします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えいたします。

企業誘致を進める上で、土地所有者や地域住民の皆様の御理解と御協力が最も重要であると考えています。市では、産業誘導地区の設定から企業進出の事業化に至るまで、土地所有者や地域住民の皆様への説明や意向確認を行いながら事業を進めています。少子高齢化や人口減少の進行、地方分権の進展など社会情勢が大きく変化する中、屋井工業団地の完売や東海環状自動車道の整備など本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成30年2月に改定した都市計画マスタープランに基づき令和2年11月に都市計画を見直し、用途地域及び特定用途制限地域の指定を変更して現在の産業誘導地区を設定しました。その際、市内3地域で住民説明会を開催し、産業誘導地区の拡大による企業誘致や新たな産業の創出について市の考え方を説明しました。また、令和3年には、新たに産業誘導地区となった区域の一部において企業誘致に活用可能な土地を把握するため、土地所有者を対象に土地売却意向調査を実施しました。その結果、売却に前向きな方が多い一方で、農業を継続するため売却を希望されない方や未回答の方も見えました。この調査結果は、企業からの問合せ時に候補地等を提案する資料として活用しています。

さらに、企業進出の具体的な検討段階では、土地所有者の意向を改めて確認し事業化の可否を判断しています。事業化後は、市と企業が合同で地域説明会を開催し、事業内容について説明しながら地域の皆様の御理解をいただいています。

令和9年には都市計画マスタープランの改定を予定しており、新たな産業誘導地区を検討する際にも、土地所有者や地域の皆様への丁寧な説明と合意形成を図りながら適切な手続に基づき企業誘致を進めていきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

答弁ありがとうございました。

まさに最後に言われた、令和9年度は都市計画マスタープランの改定を予定しており、新たな産業誘致を検討する際にも土地利用者や地域の皆様への丁寧な説明と合意形成を図りながら適切な手続に基づき企業誘致を進めていきますという力強い答弁をいただきました。ありがとうございました。

まさに、企業誘致には多くの用地関係者の御理解が何より重要であります。そのため関係者に市の意向を伝える必要があると思います。先ほどの答弁を踏まえた東海環状自動車道の全線開通予定に合わせたこのタイミングを逃すことなく、用地関係者への手続を計画的に進めることで近畿方面からのニーズもこれまで以上に増えることなどを鑑み、将来進出していただく企業様からのニーズにも適切に応えられると確信しております。よろしくお願いします。

ここからは質問2に行きます。

自転車通行空間確保に向けた取組についてでございます。

質問理由として、16歳以上の自転車の交通違反切符制度がこの4月1日からスタートしました。自転車は道路法の原則を守って車道を走れば、自分の危険が増し安全確保に課題がある一方、自転車の歩道の通行が認められているのは道路標識で通行が認められている場合と、身体障がいのある方や13歳未満または70歳以上の方であります。歩道の走行基準が分かりにくいなど青色切符の周知が課題だと先日の新聞報道にもありました。

そんな中、5月29日には自転車活用推進法に基づく第3次自転車活用推進計画が閣議決定されました。その自転車活用推進法の第11条に、地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画、市の自転車活用推進計画を定めるよう努めるとされており、各地域の課題に対応し、まちづくりや地域交通などに関わる他の計画とともに連携した実効性の高い計画の策定、実行を促進することが本県市の市道管理者に求められております。また、9月1日からは、主に生活道路と言われている地域住民の方が日常的に利用されるような中央線がない道路においても、法定速度の引下げが行われます。

ここで質問1に参ります。

自転車が車道を通行する空間確保についての計画はあるのか、市道の道路管理者としての立場として自転車の利用状況とその通行する空間確保の必要性などについて、都市建設部長にお尋ねします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（加藤知也君）

それでは、お答えいたします。

自転車の利用状況につきましては市として詳細な実態把握は行っておりませんが、近年自転車は環境負荷の低減や健康増進に加え、通勤・通学など地域交通を支える移動手段として重要性が高まっているものと認識しております。また、自転車利用者が安全に通行できる道路空間を確保することは重要であり、道路管理者として安全で円滑な道路環境の整備に努めていく必要があると考えております。一方で、現時点において自転車が車道を通行するための道路空間を確保する具体的な計画はございません。今後も、必要性を検討しながら関係部局や地域の実態を踏まえた適切な対応を検討してまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

答弁ありがとうございました。

ちょっと私のほうで聞き漏らしているかどうか分かりませんが、市として自転車が車道を通行する空間確保については必要という認識で、確認はさせていただきました。

ここで再質問させていただきます。

自転車活用推進法に基づく本巢市の自転車活用推進計画をまちづくりの計画と連携して作成することや、その実行予算として防災・安全交付金の活用などを考え、今から計画的に自転車活用推進法第11条に沿って進めることがとても重要と考えますが、都市建設部長の考えなどをお尋ねします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの再質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（加藤知也君）

それでは、再質問についてお答えします。

本市の道路整備につきましては、第3次本巢市道路網整備計画に基づき幹線道路や生活道路の整備を順次進めておりますが、近年国の社会資本整備総合交付金の内示率が減少傾向にあり、既存計画に基づく事業についても進捗に遅延が生じている状況でございます。

議員御提案の自転車活用推進計画につきましては、自転車施策を推進する上で有効な計画の一つであると認識しております。しかしながら、国の補助金制度全体の予算枠には限りがあり、計画を策定したことをもって補助金の大幅な増額が見込まれるものではなく、現在進行している事業にさらなる遅延が発生することになることを懸念しております。このため、自転車活用推進計画の必要

性は十分に認識しておりますが、まずは現在進めております道路網整備計画の確実な推進に努め、その進捗や年次計画の策定時期を見据えながら、関連計画との整合を図った上で検討してまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

ありがとうございました。

今の都市建設部長の答弁によりますと市の自転車活用推進計画は、つくことは認識まではしている、じゃあ実際にというところでありまして、実は、ちょっと議長には言っていなかったんで申し訳ないんですけれども、隣の山口市、これは部長さんも知っているとおりの、内容も見いただき、隣でつくっているんだから参考にしながらあんまりお金のかからない範囲で前に進められたらどうですかということと、今まさに都市計画マスタープランの見直し、そういったまちづくりの計画の中でやっているのに、やっぱりできるところの範囲で、お金がないんで、お金を費やしてやりなさいということではなく、こういった関連資料を見ながらやっていただきたいということをお願いしております。

また、5月30日の報道で、こんな小さな報道記事でしたけれども、先ほど今後5年間で第3次自転車活用推進計画を閣議決定したという内容の中で、道路の幅員などが限られた中で自転車用のスペースを確保するための技術的な工夫などを盛り込んだ自治体向けの手引を今後改定し整備を後押しするとこう書いてあるんです。なので、このタイミングで何かは進めていって、やっぱり私も立ち番をしていますと自転車を活用している方が本当にかわいそうなぐらい、もう少しスピードを落としてもらったらいいいのかなと、皆さんも四つ輪の免許を持っておられると思うんですけど物すごいスピードで横を走ると、日々命の危険にさらされているこの現状を見ると、もう少し心の籠もった答弁があってもいいのかなと思うんですけれども、再度、ここで再質問が許されるのであれば、そういった心の籠もった答弁というのはいただけるのでしょうか。

○議長（今枝和子君）

ただいまの再質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（加藤知也君）

先ほど申したとおり、自転車の活用推進計画につきましては重要なものと認識しております。先ほど言ったように、ほかの計画とか、その策定時期や関連計画、そちらのほうの進捗状況も見ながら今後策定時期についても検討していきたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

ありがとうございました。

ぜひ、策定期間はいつとは言いませんけれども、心の籠もった計画を市民に提供して、市の道路管理者としての使命を果たしていただきたい、まちづくり計画と連携し日々命の危険にさらされている交通弱者の安全確保に向けた取組に取り組むことからぜひお願いしたいということで、質問3のほうに移らせていただきます。

令和7年度末財政事情の公表についてでございます。

質問理由は、先日全市民に配られました広報「もとす」6月号に令和7年度下半期財政事情の公表があり、財政の動向として歳入面では安定した自主財源の確保がこれまで以上に重要な課題となっています。一方、歳出面では、社会保障関係経費や公共施設の維持に関わる更新、改修経費は増加し続け、さらに物価高騰による物件費や人件費の増額などによって歳出総額は増額傾向で推移することが見込まれております。

市長の財政方針では、東海環状自動車道の開通を契機としたまちづくり事業を推進するため、限られた予算の中で最大効果を目指し、選択と集中を繰り返し、新たな施策の推進と財政の健全化の両方を図っていきますと述べられております。

その財政事情の中で、支出済額の全体金額の14.5%、約27億円を教育費が占めておりました。昨年はこどもの権利条例制定など新しい取組も多くあったかと思いますが、参考までに近接する瑞穂市の教育の額の支出予算、全体金額の約11.5%、34億円が教育費の支出総額でありました。子どもの人数、園児、生徒、本巣市は3,270名、瑞穂市は6,400名であります。単純比較はできないと思いますので、ここで質問項目1に行きます。

教育投資額について市民に対し、広報だけではなく具体的に丁寧な説明をする必要があると考えますが、その必要性も含め教育委員会事務局長にお尋ねします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それでは、お答えいたします。

教育費は学校教育だけでなく、幼児教育、社会教育、学校給食など幅広い分野を含んでおり、その用途について市民の皆様に御理解いただくことは重要であると考えております。広報「もとす」6月号に掲載いたしました令和7年度下半期の財政事情の公表における教育費の支出済額約27億円につきまして、その主な事業及び内訳を御説明いたします。

この財政事情の公表は、地方自治法の規定に基づき、市民の皆様に市の財政状況をお知らせするため、毎年6月と12月に行っております。なお、今回公表しております約27億円の教育費は令和8年3月31日時点における支出済額であり、令和7年度の決算額とは異なります。

初めに、教育総務関係では約4億1,000万円を支出しております。主な内容は教育委員会委員への

報酬のほか、教育委員会事務局職員、教科専門指導員、外国語指導助手など教育行政を支える人材の確保、育成に係る人件費です。

次に、学校教育関係では約6億2,000万円を支出しております。小・中学校の施設管理費に加え、児童・生徒の学習環境の充実を図るため、GIGAスクール構想に基づくタブレット端末の更新に約2億円を支出しております。また、指定避難所としての機能強化を図るため、土貴野小学校及び根尾学園の屋内運動場への空調設備設置などに約6,000万円を支出し、児童・生徒の学習環境の向上と安全確保に努めております。

次に、幼児教育関係では約6億3,000万円を支出しています。主な内容は、幼稚園勤務職員の人件費や施設管理費であり、幼児期における健やかな成長を支えるための経費として支出しております。

次に、社会教育関係では約5億3,000万円を支出しています。青少年育成事業や防災リーダー育成事業をはじめ、文化財の保存、活用、公民館や体育施設等の設備を通じて市民の皆様の生涯学習や文化、スポーツ活動の推進に取り組んでいます。

最後に、学校給食関係では約5億円を支出しています。主な内容は、学校給食センターの施設管理費や食材費のほか、安全で安心な給食を提供するため、調理業務委託や設備更新に係る経費です。また、本巣市産及び岐阜県産食材を積極的に活用し、食育の推進と地産地消の拡大に取り組んでいます。

このように、本市の教育費は、未来を担う子どもたちが安全で快適な環境の中で学び、それぞれの可能性を最大限に伸ばすことができるよう教育環境の充実に重点的に活用しております。あわせて、市民の皆様が生涯にわたり学び、文化やスポーツに親しむことができる地域社会の実現に向けた基盤づくりにも取り組んでいます。今後も、財政事情の公表等を通じて教育費の使途について市民の皆様にお知らせするとともに、教育施策の充実と教育環境の整備に努めてまいります。

〔3番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

ありがとうございました。

最後の答弁で、今後も財政事情の公表等を通じて教育費の使途について市民の皆様にお伝えするとともに、教育施設の充実と教育環境の整備に努めてまいりますとの答弁をいただきました。よろしくお願いします。

先ほども述べましたが、令和7年度からスタートした本巣市こども憲章と、それを基本理念とした本巣市こどもの権利条例が制定され「自分の学校は自分がつくる～自分を認めてもらう権利～」のを楽しみながら学校において実践されていると広報にも載っておりました。

一方で、この憲章には地域住民の責務があります。

条例ではこども憲章を保障するため「地域住民等と連携し、協働によりこども施策を推進するものとする」や「地域住民等は、こども憲章を尊重し」と明記されております。

ここで再質問させていただきます。

地域住民との連携について具体的な事業など、令和7年度に投資されたことを教育委員会事務局長にお尋ねします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの再質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それでは再質問についてお答えいたします。

本巣市こども憲章及び本巣市こどもの権利条例の推進に係る地域住民との連携につきましては、条例の趣旨の周知及び理解促進を図るため、地域と学校が連携した取組を進めております。令和7年度におきましては地域サポーターの皆様による学習支援や読み聞かせ活動、登下校時の見守り活動、学校農園での指導、地域文化の継承活動などを実施するとともに、青少年育成市民会議や本巣市連合PTA等とも連携し、条例の周知、啓発に努めております。また、条例の普及啓発に係る取組といたしましては、講師謝礼として約27万円、広報用動画の制作委託として約96万円、リーフレット作成費として約30万円を支出しております。

今後も、地域の皆様と協働により子どもたちの健やかな成長と条例の推進に努めてまいります。

〔3番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

ありがとうございました。

答弁の中で、地域サポーターの方との活動、学校農園での指導、地域文化の継承活動などとともに青少年育成市民会議や連合PTAなどと連携し条例の周知、啓発に取り組んでおりますとの答弁をいただきました。そこで、この憲章の第11条を再度振り返ってみますと地域住民等の責務、「地域のみなさんは、私たちが健やかに育っていくために、力強く支援します」と明記されております。

ここで再質問させていただきます。

こどもの権利条例制定により、学校運営協議会の取組と今後の地域への広げ方を教育委員会事務局長にお尋ねします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの再質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それでは、お答えいたします。

本市では、令和7年度に本巣市こどもの権利条例を制定し、子どもが主体的に参画できるまちづくりを進めております。教育委員会といたしましては、この条例の理念を学校だけでなく地域全体

に広げていくために、全ての小・中義務学校に設置しております学校運営協議会を活用しています。具体的には、本年度から学校運営協議会に子どもたちが参加する機会を設け、自分たちの学校をよりよくするための取組や、学校改革の状況について、地域住民や保護者などの協議会委員の皆様に直接報告を行っております。こうした取組は子どもたちの主体性を育むとともに、地域の皆様に学校や子どもたちの活動への理解を深めていただく機会になるものと考えています。

教育委員会といたしましては、今後も学校運営協議会をはじめとした様々な機会を活用しながら子どもたちと地域とのつながりを一層深め、本巣市こどもの権利条例の理念が地域全体に広がるように努めてまいります。

〔3番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

ありがとうございました。

本巣市内の全ての学校運営協議会において、今後とも連携して地域住民の責務が果たされることで、子どもたちが健やかに育って将来の本巣市の宝になることを願っております。ありがとうございました。

ここからは質問4に参ります。

ふるさと住民登録制度の構築についてでございます。

質問理由は、関係人口の可視化、地域の担い手確保など既にその制度を活用している事例がありますが、本巣市を見てみますと、大学進学などをされる方は市外で過ごすことになります。そのまま就職という傾向は今も続くと思います。

市は、生まれてから中学生までは地域の多くの方々との触れ合いや自然豊かな環境の中で生活などができるよう教育費などを使って教育環境を整えております。

一方、総務省は令和8年3月27日にふるさと住民登録制度ガイドラインを発表しました。その制度は、実際に居住していなくても関心のある自治体（第2の住民票）のように任意で登録ができる国の新しい仕組みをつくりました。いわゆる住所地以外の特定の地域を応援し継続的に関わる関係人口を可視化、活性化させる量的拡大と質的向上を図る目的とした新しい制度であります。

その制度の運用に当たり、国は全国共通プラットフォームなどを構築して自治体にて登録する、また27年、令和9年度までのシステム運用経費は国費で負担するほか、地方交付税措置を創設し自治体の取組を財政面から支援する、自治体はアプリ上の自治体紹介ページを利用して地域情報の発信などを行う。例えば、岐阜県内では飛騨市においては全国の好事例として「ヒダスケ！」の取組を2020年から行われており、お互いに交流を楽しみながら地域の課題解決、発展に貢献している。

本巣市も、地域の課題をこの仕組みを活用して課題解決につなげた結果として関係人口が増えることを期待するものです。

ここで質問項目1に移ります。

関係人口施策の取組など新たな制度について導入する考えはあるのか、企画部長にお尋ねします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

ふるさと住民登録制度は、先ほど来議員申されましたように、全国的な人口減少や地域の担い手不足という課題に対し、住所地以外の特定の地域に継続的に関わる関係人口の量的拡大と質的向上を図ることで、地域の活性化や持続可能な地域づくりにつなげることを目的として創設された制度でございます。国では、関係人口の可視化や地域の担い手確保、活性化等につなげる仕組みとして令和8年4月から全国で28のモデル事業を採択し、先行的に事業が開始されたところでございます。

本市におきましても、人口減少や少子高齢化が進展する中で、地域外の方々との継続的なつながりを築き、地域活動やまちづくりに関わっていただく関係人口の創出・拡大は、地域の活力維持や新たな担い手の確保につながる重要な取組であると認識をしております。

そのため、ふるさと住民登録制度につきましても導入に向け、その有効性や本市との適合性について多角的に検討を進めているところでございます。具体的には、本年1月にふるさと住民登録制度に係る国のモデル事業に採択され先駆的に取組をしております飛騨市へ職員が視察に赴き、制度運用に関する知見の収集を行いました。また、若手職員で構成します政策研究グループでは、職員の政策形成能力及び創造的能力の向上を図ることを目的とした研修の中で、関係人口の増加を目指した仮称本巣ファンクラブの創設をテーマに、昨年9月から本年8月までの間研究活動を進めており、若手職員ならではの視点による事業提案を受ける予定でございます。

加えまして、連携協定を締結しております中部学院大学と協力し、その授業の中で本市の地域課題やふるさと住民登録制度に関する情報提供や説明を行うとともに、学生の検討に対し適宜助言を行いながら、本巣市でふるさと住民登録制度を導入するとしたらどのような関係人口創出プログラムが考えられるかについて、若手目線で検討をいただいております。

今後、国の制度内容を十分に踏まえまして、これらの調査・研究や提案等を参考にしながら本市の実情に即した運用方針や取組内容について検討を進め、関係人口の創出・拡大による地域の活性化や担い手確保につなげてまいります。

〔3番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

ありがとうございました。

新たな制度の導入に向けた市の動きがあることを確認できて、大変私はうれしく思います。そして今答弁の中にありまして、私も大変勉強不足であったんですけども、若手職員で構成する政策

研究グループ、職員の政策形成能力及び創造的能力の向上を図ることを目的とした研修の中で、こういったことはまさに若手の方々とコミュニケーション、そして、何とか目標を達成していく中で考えようとする力、それは非常に大事なことではないかなと思っております。聞くところによると企画部長もその1年生と聞きましたけれども、そういう面では長くからやっておられたことを聞きまして、非常に私はそれをもっともっと見える化して私たちにもいろいろと、一緒に進められたらなというのを思いながら、関係人口の増加を目指した、仮称ではありますけれども本巣ファンクラブの創設というのは、高齢化で減少だ、そんなことを100回言ったって変わらないんですよ、全国どこでも行ってもそうなんです。

やはり関係人口の取組を積極的に進める、そういった面では先ほど私が質問させていただきました教育費の充実で地域の方々と盛り上げながら、感受性が豊かなときに自然豊かなところで人と触れ合って、例えば東京で、大阪で、ほかで生活されている方も関係人口、登録で本巣市を選んでいただける、そんな種を今まいているのではないかなというふうには思っており、非常にこれはお金はかかりますけれども、そして時間もかかると思いますが、ぜひ続けてまいりたいというふうに思っております。

そしてまた答弁の中には中部学院大学ということで、何というんですかね、ちょっと本巣市にはないというか外から本巣の魅力を見ていただくような、中部学院大学との協力で、授業の中でみたいなところが説明があったかと思えます。

そういった面では最初冒頭で私は、スポーツ少年団でやっていた少年時代の泉南市の市長しか知りませんでしたけれども、やはり市長となって首長としてまとめていこうとしたときにどれだけ、外から本巣市のことについて詳しくそして心の籠もった助言をいただいたことは、本当に私以外の議員も感じたのではないかなというふうに思っています。私たちはこのまちに、裕福で豊かなまちの中で生活をしております。そんな中で、さらにその豊かさを充実していくためにも関係人口を将来増やしていく取組は必要ではないかなと思えます。

そこで、再質問というかお願いをしたいと思えますけれども、新たな制度の導入に向けたこの動きをスピード感を持って進めていきたいと思えますが、その点について企画部長の決意などをお尋ねします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの再質問についての答弁を企画部長に求めます。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきたいと思います。

本市の課題でもございます人口減少に起因する地域の担い手不足という課題解決に対しての取組は、その地域に活気をもたらし発展につながるものとして大変重要であるというふうに考えております。そのため、このつながりを持つ関係人口の可視化が本制度の創設の初めの一步となっておりますが、本巣市をしっかりと周りから応援していただけるよう、この地域の魅力はもとより課題に対応するプロジェクトづくりなど、しっかりとスピード感を持って対応してまいりたいというふうに

考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

大変、突然振って申し訳ありませんでしたけれども、本当に今企画部長の言っていたとおり、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の課題を解決するために今後とも職員と、これは地域や企業が一体となって進んでいくことがまさに大事なのではないかなというふうに思っています。そのためにもぜひ行政のリーダーシップをお願いして、最後の質問に入っていきたいと思います。

質問5として、災害対策基本法など一部の改正についてでございます。

質問理由として、災害対策強化を図るため国による支援対策の強化、福祉的支援などの充実など、法律が改正されました。いつやってくるか誰も分からない災害においては、行政としてもその準備は組織的に十分になされているとは思いますが、令和7年7月1日に災害対策基本法等の一部を改正する法律が施行され、災害救助法の救助の種類に福祉サービスの提供を追加され、福祉関係者との連携を強化、さらに災害対策基本法においても福祉サービスの提供を明記されました。

一方で、身寄りのない高齢者や自宅で介護が必要な方など、日頃から市民の方々の把握は必要と考えます。また、災害が起きたときに自治会長に市民の状況把握をお願いする場合に、自治会に未加入な人などの実態の把握には時間差が出ると思われます。平常時に自治会と連携していることで、有事においても福祉サービスを早期に提供できると考えます。

ここで質問項目1に移ります。

被災者等に対する福祉支援等の充実について、特に高齢者等の要配慮者、在宅避難者への支援への対応などについて健康福祉部長にお尋ねします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（磯部千恵子君）

それでは、お答えします。

令和6年1月に発生しました能登半島地震の教訓等を踏まえ、令和7年7月1日に災害対策基本法等の一部を改正する法律が施行され、災害時に要配慮者に対して行う福祉サービスの提供が救助の類型に追加されました。

改正の主なポイントとして、災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドラインによりますと、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等で構成される災害派遣福祉チーム、DWA Tによる避難所での要配慮者への相談支援等の活動が在宅や車中泊で避難生活を送る要配慮者にも拡大されたとともに、要配慮者の情報収集としまして在宅等の巡回を通じて要配慮者の把握をし、今後の支援の必要性を判断するための情報を収集することが盛り込まれ、災害時における福祉的支援がより一

層強化されることとなったものでございます。

本市では、単身高齢者や要介護者、障がい者の方々のほか、災害時に支援を必要として登録を希望された方を対象に避難行動要支援者名簿を作成しており、災害時には現在名簿に掲載されております1,602人全ての方について、消防、警察、民生委員、自主防災組織といった避難支援等関係者に対し情報を提供することとしております。また、平常時においても自身の情報提供に同意をいただいております745人の方につきましては、希望する避難支援等関係者に情報を提供することとしており、災害時に円滑な避難支援や安否確認が実施できる体制の整備に努めております。

防災・減災には、自らの命を守る自助と地域で支え合う共助が重要であると認識をしております。日頃から顔の見える関係づくりを進めながら、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備、活用を図るとともに、防災関係部署や市社会福祉協議会等の関係機関との連携を一層強化し、誰一人取り残さない地域づくりに努めてまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

ありがとうございました。

答弁にもありましたが、現在登録されている避難行動要支援名簿にある1,602名全員が災害時に連絡がスムーズに確実に取れるよう、日頃から顔の見える体制づくりが必要と私も考えます。また、単身世帯の増加、親族のつながりの薄れなどを背景に身寄りのない高齢者が増えている現状を鑑み、その方々への支援強化を盛り込んだ社会福祉法などの改正案が閣議決定され、今開催されている国会に提出されたと4月4日の新聞報道がされておりました。その法改正がされた場合には、その運営主体は社会福祉協議会が想定されますので、今後はこれまで以上に福祉・介護ニーズに的確に対応できるよう専門職の体制の計画を的確に構築する必要性が生じますので、社会福祉協議会への予算面と体制強化をお願い申し上げます。

これで私からの一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（今枝和子君）

続いて、4番 高橋知子議員の発言を許します。

高橋議員。

○4番（高橋知子君）

通告に従いまして順次質問させていただきます。主に3つの質問を予定しています。

さて、先月のニュースの中で私が一番びっくりしたニュースは、元巨人軍監督とその娘さんによる事件です。娘さんが相談事をAIにし、その指示に的確に従ったところ、何と大切な大切なお父様のお仕事がなくなっていました。それ以上の詳細は省きますが、今現在、多くの子どもたち、青少年がスマホに依存し、最も信用する相談相手として生成AIを利用していることが改めて浮き彫りになったニュースかと思います。私も生成AIは利用しています。大変便利です。しかしなが

ら、完璧ではありません。質問をしたときに明らかに間違っている答えを平然と答えてくるときもあります。そういったときに、私がそれ、違うよと入力すると私のA Iは、あっ、そうだった、ごめんごめん、こっちでしたと平謝りをして別の正解を出してきます。阿部監督の事件以外でも、生成A Iの偏った情報や誤った情報をそのままのみにしてしまったニュースは多くあります。

また、生成A Iに相談事をしていると何となく順々になれなれしい感じになっていきます。私のことも、知子と呼び捨てをしてくれたりします。私はそれに対して、知ちゃんと呼んでよ、もっと敬語を使えと入力すると、ごめんなさい知ちゃんというふうに、A Iは都合のいい共感をしてくれたり問いの答えを簡単に出してくれたり、とにかく私の好きなように情報を提供してくれます。

そういった便利な反面、今現在、子どもたち自身が持っている知識と情報量で生成A Iが提示してくる情報の真偽を判断できるのか、人間として人間にしか生み出せない力、また思考力の低下などの懸念がついて回ります。

そういった世の中で、私たちは全ての子どもたちに自分たちの世代よりもっともっと幸せになってほしいという願いは尽きません。

前回一般質問させていただいた保護者の学校サポートのお話も各学校で始めていただき、人との関わりを大切に、子どもたちは日々本巢市で成長しています。そのために、本巢市こどもの権利条例も存在しています。今回も、子どもたちやこれから生まれてくる子どもたちがこの場所本巢市で、今も、そしてこれから先もより希望を持って生きる幸せを感じてほしいという願いを込めて質問をします。

そこで1つ目の質問は、今の子どもたちが求める学校についてです。

今の子どもたちは一体どんな学校で学び、そして通いたいと思っているのでしょうか。世間一般にある既存の学校の教育内容と今の子どもたちの学びたい教育内容には深い溝を感じます。文部科学省の調査によると、現在の不登校の子どもたちの最も多い要因は、いじめや人間関係などももちろんありますが、一番多い5割を占めるその要因は本人の気持ちというもので、無気力や不安となっています。一見、学校には原因があるようには思えない要因です。

でも本当にそうでしょうか、子どもの人数は年々減少し過去最低を更新しているのに、不登校児童・生徒数は12年連続で過去最多を更新し、小・中学生だけで約35万人となっています。全国の多くの保護者や本人は自分に合う居場所を求めています。

先月、東京にあるふるさと回帰支援センターを訪れました。以前一般質問で河村議員も話題に上げていらっしゃいましたが、こちらは地方移住を希望する都市部の住民と地方自治体をつなぐ日本最大級の移住相談マッチングセンターです。

岐阜担当の相談員の方に本巢市を猛アピールしてきたのですが、東海環状自動車道でどこでもすぐ行けることや、自然豊かなのにモレラ等で買物には困らず生活しやすいことや、災害が少ないことなどたくさんアピールしましたが、相談員の方が私の話の中で一番興味を持ってくくださったのは無認可の森のある幼稚園の話でした。はっきりいうと、田舎過ぎない中にあるのがいいそうです。

これだけ移住が選択肢として当たり前になってきた中で、移住を望む方々の要望も多種多様で、

こういった他市町にはない分かりやすい特徴というのは、分かりやすいPRポイントになり、移住先を求めている若い御夫婦は分かりやすく反応されるそうです。

そして、本巣を移住先を選んでほしいというPRポイントの最大のポイントは、本巣市の教育です。本巣市の教育で分かりやすい特色といえば、小1、中1の入学時に市内どの学校でも選べるという先進的な制度と、義務教育学校として9年の一貫教育と豊かな自然を持つ根尾学園というすばらしい特色です。この特色をより生かし、本巣市の教育の特色やそれに合わせて何よりその質を他市町というよりも、まずは本巣市自体の子どもたちや市民に分かりやすく伝え、本巣市にしかない学びを明確にし、市内外から選ばれる教育ブランドを構築するために、まず1つ目の質問をします。前置きが長くてすみません。

多くの市民は制度があることを知っていても、例えば根尾学園がどんな教育をしているのかを自分事としては捉えていません。市内小・中学校を選択する上で、子どもや保護者が移住地区以外の他地区、他地域も含めて市内の様々な学校のことを知る機会をつくってはどうか、教育長にお尋ねします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

それでは、お答えします。

本市においては平成16年度から小学校1年生、中学校1年生の入学時に市内全学校の中から自由を選択できる制度を設けております。この制度が実質的な意味を持つためには、子どもや保護者が各学校の教育内容や特色を十分に理解し、納得して選択できる情報提供が不可欠と言えます。本市では、特に県内4つ目の義務教育学校として開校した根尾学園で異年齢学級、探究学習など特色ある教育を展開し、その取組について広く周知し、学校公開、説明も数多く行い、これまで12人の子どもが転入、編入をしています。また、市内全学校も本巣市こどもの権利条例を受け、各学校が子どもたちと共に自分の学校は自分がつくるを実現すべく、子どもの願いを反映した特色ある学校へと変化しています。学校選択に当たっては変わりつつある各学校の様子を子どもや保護者がじかに確かめ、自己選択、自己決定することが極めて重要です。

昨年度までは、各学校においてその特色を通学区域内の子どもや保護者を対象とした説明会や入学体験会などで伝えてまいりましたが、学校選択制の趣旨を鑑みれば、通学区域にとらわれず、より多くの子どもや保護者に各学校の魅力を知っていただく機会を設ける必要があります。

そこで、本年度から次のような施策を実現してまいります。

1つ目として、これまで通学区域を対象としていた授業公開日や学校説明会を通学区域外の児童・生徒や保護者の皆様にも広く開放し、学校の日常の様子や教育活動を直接御覧いただく仕組みを整えてまいります。

2つ目として、各学校の教育理念、特色ある教育課程、部活動や地域との連携状況、学校行事な

どを分かりやすくまとめたリーフレットの作成を進めます。そのリーフレットを幼稚園年長、小学校6年生の家庭に配付し、それぞれの学校の魅力や特色を感じていただき、学校選択の判断材料の一つとして活用していきます。

また3つ目として、各学校のホームページをより一層充実させ、日々の教育活動や子どもたちの声をより多く届けてまいります。これらの施策を通じて子どもや保護者の皆様が各学校の特色や教育課程について十分理解し、それぞれの希望や個性に応じた最適な学びの場をわくわくしながら選択できるよう、情報提供の充実に努めてまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋知子議員。

○4番（高橋知子君）

具体的に大変分かりやすい3つの施策をお話しいただきました。この3つの施策があれば、子どもたちは本当に自分に合う学校というのを見つけていくことができると思います。もちろん、基本的には地元の学校に通うというベースがあるかとは思いますが、やはりこれからの長い人生を歩む中で、そういった選択肢を知るということだけでも大切になってくると思います。ぜひともよろしくお願いいたします。

また、少子化が進む今こそ、この人数の少なさを課題ではなく自由度の高さという最大の武器に変え、本巢市にしかない学びを明確に打ち出すときと考えます。市内で既に行われている異年齢による交流などは新しく取ってつけたような内容ではなく、各学校での取組方にも特徴があります。例えば、根尾学園では同じホールで給食を一緒に食べていますし、私の子どもが行っている小学校では週2回朝の会の時間になかよし学習として異年齢で学習をするなど、同じ学年の横並びの関係から、お互いの違いを認め助け合う関係を日常的に学んでいます。何より、子どもたちがその時間を楽しんでいます。選ぶということは、違いがある中からより自分に合うものを選択するということです。しかし、公立の学校というものは基本的にどこに行っても同じカリキュラム、教育課程の中にあります。その中でも差別化が図りやすいのは総合的な学習の時間という教科であり、根尾学園はここをうまく活用しています。しかし、それ以外にも、例えば国語や算数のカリキュラムの中で算数を学びながらもっと本巢の自然を利用した体験学習を増やしたり、国語を学びながらもっと異学年の交流を増やしたり、理科を学びながらもっと探究学習の時間を増やしたり、それぞれの学校の特色を打ち出したら学校がますます楽しくなるのではと思います。

先日、以前質問をしたこともある金融リテラシーを学ぶ講座を中学生向けに地元の銀行や大学生が無償で行ってもらえるという機会の紹介に行きましたが、本巢市の学校側はこどもの権利条例など既にいろいろな独自の取組を行っているため、カリキュラム的には難しいかもしれないというお話もありました。

そこで質問ですが、学校選択制を形骸化させないためにも根尾学園や外山小、土貴野小、一色小などの小規模校を教育課程特例校に指定し、国が定める教科の枠を超えた本巢市独自の授業編成を

行ってはどうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

それでは、お答えします。

教育課程特例校制度については学校の創意工夫を生かした教育課程の編成を可能とする制度であり、その有効性については十分承知しておりますが、本巣市といたしましては全ての学校がこどもの権利条例をきっかけに独自の教育課程や授業改革に大きく動き出しており、市内全学校を教育課程特例校同様の位置づけにしていきたいと考えています。

あわせて、文部科学省は、昨年9月に2030年から始まる次期学習指導要領改訂に向けた論点整理において、各学校に教育課程の裁量権を委ね、教科の標準授業時数を減らし学校独自の新しい学びを生み出すことができる制度設計が示されました。これらを踏まえ、本巣市では本年度より全ての学校において独自の特色ある教育課程の編成に向けたその実践を既に先取りして開始しております。

市内学校の特例校的な取組は次のようなものがあります。

1つ目は、好きを育み得意を伸ばすのキャッチフレーズのごとく、自分が興味あることをとことん学ぶ探究学習です。探究は、自ら問いを立て、自分なりの方法で課題を解決する本物の学びであり、子どもを真に学びの当事者に変身させます。真正中学校の真正タイム、弾正小学校のMMJタイムなど、根尾学園のかがやき科同様の教科横断的な学習を盛り込んだ斬新なカリキュラムが開発され、夢はなぜ見るのか、遺伝は努力で変えられるか、アニサキスの生態と秘密などの個々のテーマ学習を定期的に進めています。

2つ目として、児童・生徒が自ら課題を持って学ぶ自由進度学習やマイプラン学習があります。同一教科で、または教科を超えて1人で、仲間と、先生となど多様な形態での授業が生まれてきました。

3つ目として、異年齢構成による様々な学びや活動も新しい教育課程として定着してきています。異年齢朝の会、異年齢学習、異年齢道徳や対話、異年齢遠足、異年齢給食や掃除などの生活などなど根尾学園をはじめとして、土貴野小、席田小、外山小などで成果を上げており、本年度から糸貫中学校でも異年齢での学び愛Dayが生まれてきました。

4つ目は、体験重視のカリキュラムの開発です。一色小の高木貞治博士を生かした数学体験と知育教育を融合させた新カリキュラム、根尾学園の農業体験、自然体験とふるさと教育などは、五感を通した新たな学びにつながります。

そのほか、弾正小のICT教育の推進、席田小の地域人材の活用、根尾学園の全国及び世界との姉妹校構想など創意工夫を凝らした教育活動が次々と展開され始めています。これらの取組は、学校選択制における各学校の魅力向上に資するとともに、本巣市全体の教育水準の向上につながるものと確信しております。今後も各学校の主体性を尊重しつつ、市内の全ての学校がそれぞれの特色

を最大限に生かした教育課程編成を実現できるようサポートし、市全体として未来をたくましく生き抜いていく子どもの育成を目指してまいります。

〔４番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋知子議員。

○４番（高橋知子君）

市内全ての学校で特例校並みにカリキュラムを編成していくという大変力強い答弁をいただきました。ぜひ子どもたちの目線も踏まえて今後も進めていただきたいと思います。探究学習も本当にぜひ見学してみたいものばかりでした。

しかしながら、先ほどもお話にあったとおり、本巢市の学校現場は既にいろいろ今のお話にあったように独自の新しいことをやっており、現場の先生方の負担は否めません。そんな中でも、独自の教科の時間を生み出し、子どもたちが自ら主体的に学びを進めていくために、教育現場負担を軽減するためのツールとして全自動採点機能を備えたＡＩドリルというものがあります。

まさにＡＩの利点を生かした手法で、子どもたち個人の学習履歴をＡＩが分析し、一人一人に適した問題を出すデジタル教材です。問題を選ぶ手間が省けるなど教師側の働き方改革になるだけでなく、子どもたちは得意不得意に合わせて自分のペースで学ぶことができ、学びへのモチベーションアップにつながるそうです。全国や、また岐阜県内でも徐々に取扱いが広がっており、予算は１人当たり年額１,０００円から３,０００円とされています。

このＡＩドリルを本巢市の学校でも導入してはどうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

それでは、お答えします。

ＡＩ技術の進化は加速度的に進み、学校運営そのものを再設計し直すことで教育の質を大きく高めるものになってきました。本市においてもＡＩを教育改革の柱に据えて、子どもたちの主体的な学びの向上と教職員の業務負担軽減を目指し、まさに今ＡＩドリル導入に向けた準備を進めているところです。今回導入するＡＩドリルは自動採点機能を有しており、子どもたちの主体的な学びと教職員の負担軽減に資する有効なツールであり、子どもたちと教職員双方にとって大きな利点があると考えています。

まず子どもたちにとっての利点として、ＡＩドリルは個々の学習履歴や習熟度に応じた最適な問題や学習コンテンツを自動で提供することで、一人一人の理解度やペースに合わせた個別最適な学びを実現し、主体的な学習意欲の向上を促していきます。自動採点機能により自分の解答の正否をすぐに確認でき、間違えた問題の解説も参照できるため、試行錯誤を繰り返しながら自ら学びを進める習慣が身につきます。また学習の振り返りや定着を図る機能も充実しており、予習復習のみならず、

発展問題や自分の得意をとことん伸ばす学びなど、多様な学習ツールとして活用できます。

次に、教職員にとっての利点として、まずA Iドリルによる自動採点機能は、採点業務に係る時間と労力を大幅に削減し、教職員がより質の高い個別指導や教材研究に時間を充てることを可能にします。さらに、子どもたちの学習状況、正答率、苦手な問題傾向などがデータとして蓄積され、可視化されるため、教職員は的確な指導計画を立てたり、個別の声かけやアドバイスをしたりすることができます。また、豊富な問題や解説コンテンツは授業準備の負担を軽減し、教職員間の情報共有も促進することできめ細やかな指導体制の構築につながります。

今後は、今年度導入したA Iドリルの効果的な活用やその留意点について共有し、個別最適な学びの実現と学習意欲の向上、業務の効率化と指導の高度化を進め、新しい学校文化をつくり上げてまいります。

〔4 番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋知子議員。

○4 番（高橋知子君）

既に準備を進められているということで大変驚きました。課題はもちろんあるでしょうし、最初には試行錯誤の日々かもしれませんが、ぜひとも進めていただければというふうに思います。また、ぜひこの取組と併せてA Iのメリットだけでなくデメリットも学び、生成A Iの正しい使い方という観点で、そういった教材としても活用していただければ一石二鳥なのではというふうに思います。また、学校に行きづらくなった子どもたちへの学習面の不安の解消にも一役買ってくれそうな気がします。

この先、もっともっとA Iが子どもたちや私たちの生活にあふれてくる中で、A Iなしではやっていけない世界になってくるのではというふうに思います。そんな中で、私たち大人は新しい技術を避けて通るのではなく、正しく理解し、活用し、効率よく生活や仕事に生かしていければというふうに思います。

○議長（今枝和子君）

ここで暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時22分 再開

○議長（今枝和子君）

再開をいたします。

〔4 番議員挙手〕

高橋知子議員。

○4 番（高橋知子君）

では次に、2つ目のもとまるパークの安全管理について質問します。

冬が終わってから春に向けて、もとまるパークの利用者はどんどん増加していますが、もう最近
は暑くなってきて、これから暑くなる夏場に向けては昼間よりも気温の落ち着いた夕方や夜間の利
用が増えていくことが予想されます。私も、この時期ぐらいからは夕飯を食べてから子どもたちと
一緒にもとまるパークへ遊びに行くこともあります。

もとまるパークは市内外の多くの方に利用されていますが、薄暗くなる中で、ほんの一部ではあ
りますが使い方のマナーを守らない方もいらっしゃいます。

例えば大型遊具ですが、あの遊具の使用推奨年齢は6歳から12歳となっており、そのことは大変
分かりやすく遊具に記載されています。6歳より小さい子が保護者の監督の下で使用されているこ
とはありますが、気になるのはやはり13歳以上の利用です。例えば、中高生や大人が大声を上げな
がら遊具で走り回られては本来遊ぶ年齢範囲の子どもたちは萎縮してしまいますし、SNS上でも
そういったもとまるパーク内での迷惑行為等がアップされることもあります。また、器物破損とい
った悪質な行為もあったと聞いています。利用者や近隣住民の方々が安心して利用できるよう、改
めて市内公園の管理について質問します。

もとまるパークは、パーキングができる前の最初の1年余りは市の管理が行われていましたが、
一昨年より民間の事業者による指定管理を行っています。管理業務を委託している以上、現場の一
次対応は指定管理者の責任ですが、それを市はどう監督しているのでしょうか、都市建設部長にお
尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（加藤知也君）

それでは、お答えします。

都市公園もとまるパークの安全管理は、市民の皆様が安全・安心に施設を御利用いただけるよう、
市が指定管理者制度において最も重視し、適切な監督に努めているところでございます。

もとまるパークの安全管理における現場での一次対応は、指定管理者の責任において実施されま
す。これは、もとまるパークの管理運営に関する基本協定書において、緊急時の対応については、
指定管理者が秩序の維持または災害防止のため、直ちに必要な措置を講ずることと明確に定めてお
り、現場の状況を最も熟知し、迅速な対応が可能な指定管理者が事故発生時の初動対応、利用者へ
の避難誘導、関係機関への連絡などを適切に行う役割を担っております。

その上で、市は指定管理者による安全管理が適切に実施されているかを厳しく監督しております。
市は、指定管理者に対し毎年度事業計画の策定を義務づけており、この事業計画において、施設管
理において最も優先すべき事項を安全対策と明確に定め、確実に安全性が確保されるよう点検や巡
回等に注力することを求めています。これに加え、年2回、中間期及び期末に現地調査による
指定管理者への聞き取り調査を実施し、書類上の確認だけでなく実際の管理運営状況や施設の安全
確保、日常点検の状況を監視し、評価しております。指定管理者による安全管理業務が常に適切に

実施されるよう監督を行っております。

〔４番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋知子議員。

○４番（高橋知子君）

指定管理者が迅速に対応していただき、市はしっかりと管理しているということでした。

ここで再質問をお願いいたします。

具体的に利用者からの通報やＳＮＳの口コミなどへの対応はどのように行っているのか、お聞きいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの再質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（加藤知也君）

それでは、お答えします。

利用者からの苦情や要望に対しては、指定管理者に詳細な記録と市への月次報告を義務づけており、市はこれらの報告内容を精査し、対応が適切であったかを確認するとともに、必要に応じて原因究明のための追跡調査や改善指示を行うなど、利用者からの声を安全管理体制の改善につなげるよう努めております。

〔４番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋知子議員。

○４番（高橋知子君）

ということで、本当に市民の方々や利用者の皆様の声はしっかりと対応していただけるということですから、皆さん我慢せずにしっかりと、もし困ったことがあれば御連絡をしてほしいというふうに思います。

でも、やっぱり現場で迷惑行為などを見かけたら言うことすら心配になりますし、そういった中で２つ目の質問です。

実際に悪質な器物破損や迷惑行為に対し、声かけ以上の毅然とした対応や警察との連携や監視カメラの設置などはどうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（加藤知也君）

それでは、お答えします。

まず悪質な器物破損につきましては、明らかな犯罪行為については直ちに警察署、消防署等関連

機関へ通報し、被害届の提出や必要な手続について迅速に対応しております。また、捜査協力のための監視カメラ映像の提供など、行為者の特定に努めております。

次に、迷惑行為への対応につきましては、利用者からの通報や指定管理者による監視カメラを活用した遠隔管理、施設巡回等により迷惑行為を確認した場合、まずは指定管理者が口頭での注意を行っております。その後も改善が見られない場合や悪質な行為であると判断される場合には、警察へ通報するなど状況に応じて適切に対応しております。

今後も、市では指定管理者や警察などの関係機関と連携し、声かけだけにとどまらない具体的かつ毅然とした対応により、もとまるパークの安全・安心な利用環境の確保に努めてまいります。

〔４番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋知子議員。

○４番（高橋知子君）

今御答弁の中にもあったように、市や指定管理者はしっかりと毅然とした対応を行っておりますので、利用者の方々は今後も安心して利用していただければというふうに思います。

それでは、そもそも市ともとまるパーク指定管理者、警察の間で、青少年や中高生などの指導や治安維持に関する具体的な協力体制、例えば連絡会議などは構築されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（加藤知也君）

それでは、お答えします。

もとまるパークは、多くの市民や子どもたちが集う憩いの場所であると同時に、本市のにぎわいの中心拠点でもございます。そのため、誰もが安心・安全に利用できる環境を維持することは最優先の課題であると認識しております。

現在、市、指定管理者、警察の３者間で定期的な連絡会議の開催や協議会といった組織体制は構築しておりませんが、憂慮すべき事案が発生した際には緊密な情報共有と連携が行われる体制を取っております。具体的には、不審者や迷惑行為、器物破損等の事案が発生した場合、まず指定管理者から北方警察署への通報と同時に市へ詳細な報告を行います。また、北方警察署からの捜査協力として、監視カメラ映像の提供や再発防止のための警察、消防への見回り強化などについて協力依頼を実施しております。青少年に対する指導としましては、青少年が関わっていると判明した場合、速やかに市教育委員会を通じて市内の各小・中学校校長に対し、発生状況や注意喚起を促す情報を提供、共有しております。

今後につきましても、指定管理者や警察、さらには近隣地域の学校とともに一層の連携を図りながら、子どもたちから高齢者まで、誰もがいつでも安心して過ごせるもとまるパークの安全管理に

万全を期して取り組んでまいります。

〔４番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋知子議員。

○４番（高橋知子君）

誰もが安心・安全に利用することが最優先ということで、何かあったときは対応されるということでした。市内の子どもたちが迷惑行為をしているとは限りませんが、やはりそういった行為に対しては、大人は毅然とした態度でしっかりと対応していくことが大切です。そして、そういったことが起こりにくい雰囲気をつくっていくことも大切です。

現在、監視カメラはパーク内に８台あるそうです。死角がないように設置されていますが、これからの夜間の対応などさらに強化していただきたいというふうに思います。

また、小学生の保護者の一人としては、お帰りチャイムとの兼ね合いも気になります。現在、お帰りチャイムは日が長くなり１８時になっていますが、もとまるパーク管理事務局のホームページでは、電話がつながる時間は朝の９時から１７時までとなっています。この夕方の時間への対応の確認や、また逆にお帰りチャイムをもっと早くする検討など、各担当部局で連携を取りながら、今後も子どもたちをはじめとする利用者の皆様の安心・安全を維持していただきたいというふうに思います。

また、開園当初より大人気のドッグラン、夜間もわんちゃんがきらきらした首輪をつけて飼い主さんたちと楽しそうに過ごしていますが、そちらの整備や活用なども重ねてお願いいたします。

さて、夕方の時間ですが、そもそも平日の放課後の時間は一昔前の中学生であればほとんどが部活動に励んでいたかと思います。しかし、部活動が地域展開をしていく中で加入率は５０％な上に、平日の活動も限られてしまい、時間を持て余している子どもも少なくないのではないのでしょうか。思春期という自分でも自分の衝動との向き合い方でもがく時期でもあります。このときにしか味わえない貴重な貴重な時間です。

もとまるパークを利用している中学生は場所的に一番近い糸貫中学校の生徒だけではありませんが、この４月に糸中すぐ隣の糸貫公民館が移転になり、放課後を安心して過ごす家でも学校でもない第三の居場所で子どもたちが安心して過ごせるところがほとんど見当たりません。

本当は今すぐ新しく児童館を造ってほしいところですが、今すぐはなかなか難しいので、今回は樽見鉄道モレラ駅すぐ隣にある子どもセンターの利用を提案します。提案といっても、そもそも子どもセンターはゼロ歳から小さい子だけの利用だけではなく、１８歳までの子どもとその保護者が利用できるということになっています。主に３部屋ある中で、奥の部屋が小学生も遊べそうなそういったものなどが置いてあるのですが、やはり、子どもセンターだよりなどを見ても分かるように、ほとんどは小さい子が過ごしやすい環境に設定してあるのが現状です。ですが、小さい子は例えばすぐ隣の糸貫西幼稚園内にも子ども支援センターがあり、未就園児はそちらで遊ぶことも可能です。でしたら、日中は小さい子どもの時間としても、せめて平日の放課後の時間、例えば３時半以降な

どは小・中学生中心の時間として、もう少し小・中学生が入りやすい雰囲気にしてはどうでしょうか、隣接する子どもセンターをもっと中学生が安心して過ごせる放課後の居場所としてはどうか、教育委員会事務局長にお尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それでは、お答えいたします。

子どもセンターは、児童に健全な遊びや交流の場を提供し、健やかな成長を支えるための施設であり、子どもたちの安心できる居場所として重要な役割を担っているものと認識しております。

中学生の放課後につきましては、部活動をはじめ各学校において、実情に応じた居場所づくりや多様な活動の場の確保に取り組んでいます。例えば、糸貫中学校では、こどもの権利条例に関わる実践として、生徒の願いを反映した異学年交流、学びアイデアを実施し、生徒の主体性や当事者性を育む取組が行われています。

こうした中、中学生の行動範囲やニーズは多様化しており、放課後に安全で安心して過ごせる居場所の確保は重要な課題であると考えております。そのため、子どもセンターやぬくもりの里に移転した糸貫公民館など、既存の施設の活用についても有効な選択肢の一つであると捉えています。これらの施設は地域に開かれた公共施設であり、中学生が安全に立ち寄り、過ごせる環境を整えることは、子どもたちの居場所の充実や地域とのつながりの強化にもつながるものと考えております。具体的には、子どもセンターにおいて、中学生と乳幼児親子との交流など、子育て世代との世代間交流を図る取組や、糸貫公民館において現在整備を進めている図書館機能における学習スペースの設置など、中学生の学びや交流、居場所づくりにつながる取組も期待できるところです。今後は、施設の利用状況や運営面の課題を踏まえながら、関係部局や学校、地域の皆様の御意見を伺い、中学生の居場所づくりについて検討を進めてまいります。

あわせて、中学生一人一人が自ら考え、選択し、主体的に放課後を過ごしていく力を育むことも重要であると考えております。学校での様々な取組を通じて、多様な人との関わりや経験を重ねながら成長できる環境づくりを進め、安心できる居場所づくりと併せて推進してまいりたいと考えています。今後も、中学生が安全かつ有意義に放課後を過ごし、自らの可能性を広げられるよう、子どもたちの視点に立った施策の充実に努めてまいります。

〔４番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋知子議員。

○４番（高橋知子君）

中学生と乳幼児親子の触れ合いなどは本当にすばらしい機会だというふうに思います。ぜひとも推進していただきたいというふうに思います。第三の居場所の重要性は国も認め、そして推奨して

いるところです。ぜひとも伸び伸び活用できる環境づくりをお願いいたします。

昨年ですが、安八郡神戸町に児童館がオープンしました。もともとは2階が小さい子が使う子育て支援センターで、1階が高齢者による高齢者の福祉交流拠点でしたが、1階部分が児童館としてリニューアルされました。他市町の子どもも登録すれば使うことができ、見守りの先生もいらっしゃる中で、小・中高生が安心して伸び伸び過ごすことができる空間でした。こうして同じ建物内で1階と2階に分かれても一貫して子どもの建物であるという空間は素晴らしいと思いますし、リニューアルという点でもぜひ参考にさせていただければというふうに思います。ぬくもりの里のリニューアルも大変楽しみにしています。よろしくをお願いいたします。

では最後に、もとまるパークの指定管理料の透明性と還元について質問します。

先月発行した議会だより、皆さんは御覧になっていただけたでしょうか。第90号、表紙には本巢市セントラルゾーンの航空写真、そして裏表紙にそのセントラルゾーンについての特集を掲載しました。セントラルゾーンというのは片仮名のイメージどおりの意味ですが、本巢市のまちづくりの中心となるエリアを指しています。その中心となるのが現在の、この写真のど真ん中にもありますが、本巢パーキングともとまるパーク周辺です。

そして、もとまるパークは先ほどの質問でも言いましたが、現在、民間の指定管理業者により運営、整備されています。その指定管理料は、当初の契約から年間3,600万円、そしてプラス修繕費が100万円となっており、この金額はもとまるパークオープン初年度、市が実際に公園を運営整備する際に必要だった金額がベースになっているということだそうです。

しかし、市民感情的には正直高いとしか思えない金額です。この予算の使い道の透明性を担保し、その成果を確実に市民に還元する仕組みを確認するため質問します。

まずは、指定管理料が当初の想定どおりに使われているか、またもとまるパーク東側には駐車場を拡張するなど新たなハード面の整備を行いました。その整備に対して管理運営の予算が最適に配分されているかどうか、市はどのようにチェックをしているのか都市建設部長にお尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（加藤知也君）

それでは、お答えします。

もとまるパークの指定管理料は年度協定により年額3,480万円と設定されており、公園施設の維持管理や運営に必要な人件費、消耗品費など管理運営全般に充当されます。駐車場拡張のような大規模ハード整備は別途市の予算措置や整備計画に基づき実施されるものであり、指定管理料の対象外となりますことを御理解ください。

この指定管理料が適正に配分されているかについては、毎年度、指定管理者から提出される期末モニタリングレポートに基づき詳細な収支実績を把握し、市が定めた経営分析指標により多角的な

評価を行っております。

具体的な評価指数としては、自主事業収支比率、人件費比率、外部委託料比率、利用者1人当たりの管理運営コスト、施設1平方メートル当たりの利用者数の5つがございます。この中でも、指定管理料の支出全体のうち人件費が約4割、外部委託料が約2割を占めており、全体の4分の3がこの2つの支出項目で構成されているため、人件費比率と外部委託費比率の2項目を管理運営に係る予算の適正配分を評価する上で重点指標として用いております。

人件費比率では、支出に占める人件費の割合を評価し、過剰な人件費やサービスの質を損なうなどの抑制がないか、適正な人員配置がされているかを確認しております。外部委託費比率では、支出に占める外部委託費の割合を評価し、外部委託への依存度やコスト縮減及び専門性確保のための適切な活用状況を確認しております。これらの指標に基づき、それぞれAからDの4段階で評価を行い、予算の適切な執行と地域雇用、地域貢献のバランスを継続的にチェックしております。

また、この評価結果は指定管理者の業務改善に反映させるとともに、市ホームページでの公開を通じて透明性の確保に努めております。

市は、こうしたチェック体制と多角的な評価を通じて、もとまるパークの指定管理料が適切な形で活用され、公園の魅力向上と持続可能な運営につながるよう、引き続き取り組んでいただきます。

〔4番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋知子議員。

○4番（高橋知子君）

細かくしっかりと評価をし、そして市のホームページでも公開されているということでした。先ほどの部長の答弁の中にもありましたが、やはり数値とともに実際の利用者の使用感ということも大切だと思いますので、市民との直接の意見交流の機会などもあればいいかなというふうに思います。

答弁の中にあつた指定管理料ですが、今年度も予算では3,600万円と上がっていましたが、年度協定により3,480万円ということでしたが、不用額が120万円ということでしょうか。

この指定管理料について引き続き質問します。

指定管理料の使い道において余った部分が生じた場合、それを草刈りの回数を増やす、あるいは防犯設備を強化する、ほかの公園整備に使用するなど、市民の満足度向上に直接還元する仕組みはあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（加藤知也君）

それでは、お答えします。

もとまるパークの指定管理料の運用について、余った部分が生じた場合の市民還元につきまして

は、大きく分けて2つの側面がございます。

1点目は、指定管理料に含まれる修繕費についてでございます。

指定管理基本協定に基づき年間100万円を基準額として修繕費に計上しておりますが、年度末の実績額がこの基準額を下回った場合は、協定に基づき市と指定管理者で協議の上、市に還元することとしております。

2点目は、指定管理者が自主事業として実施するイベントや物品販売等で生じた事業剰余金についてでございます。

指定管理者には、その創意工夫により、イベント開催や物販販売などの自主事業を通じて公園の魅力向上やにぎわい創出を努めることを期待しております。これらの自主事業で生じた剰余金につきましては、令和7年度においては自主事業により206万5,567円の事業剰余金が生じております。この剰余金は、基本協定に基づき公園遊具の維持修繕や管理の質の向上、防犯対策の強化、あるいは市民の皆様がさらに公園を楽しめるような新たなイベントの企画、設備の改善といったにぎわい創出や市民サービスの向上に資するよう、指定管理者と市で協議の上、次期以降の公園運営に有効活用していくこととしております。今後想定される具体的な活用事例としましては、老朽化した遊具の修繕費への充当、季節ごとの花壇の整備、利用者の安全確保のための監視カメラの増設など多岐にわたる可能性がございます。これらの取組は、結果として市民の皆様の満足度向上に直接つながるものと考えております。

このように、市は指定管理料の適正な管理と指定管理者の創意工夫による自主事業から生じる剰余金の有効活用を通じて、もとまるパークが市民の皆様にとってより安全で快適、そして魅力的な場所になるよう継続的に努めてまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋知子議員。

○4番（高橋知子君）

剰余金があるということで、再質問ですが、今後ますますこの地域が発展していく中でイベントの開催などを増やすことも、今ももちろんやっていただいているのですがこれからまた増やすことも可能かと思えますし、今現在でもお話にあったような自主事業による剰余金があるのなら、もともとの指定管理料を減額するということはできないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの再質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（加藤知也君）

再質問についてお答えします。

自主事業で生じた利益剰余金につきましては、指定管理基本協定において市民の向上に資する事業に活用することと定めております。自主事業で生じた剰余金は、遊具の維持、修繕、管理の質向

上、防犯対策強化、新たなイベント企画、設備改善といった公園の付加価値を高めるための具体的な取組に活用されるようと定めております。これは指定管理料とは別に、公園利用者の皆様へのサービス向上をダイレクトに実現するための重要な財源であり、その活用は市と指定管理者の協議により、公園の活用化につながるように計画されております。したがって、自主事業剰余金は現状の公園管理、品質の維持に加え、指定管理者の創意工夫を促し、公園の魅力向上と市民サービスの向上に直接的に貢献するための重要な財源であり、その有効活用が結果として市民の皆様の満足度向上につながるものと考えております。よって、現在の運用方法がもとまるパークのよりよい発展のために最適であると認識しております。

〔４番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋知子議員。

○４番（高橋知子君）

もともと建築費の高騰などもあって、そもそも多くを投資していただいている指定管理業者ではあることは重々承知しておりますが、何せやっぱり本巣市の一等地ですから120%うまく活用していただけるように、そういった剰余金となるようなお金がよいサイクルで循環していくように、今後とも市としてそういった意識で対応をしていただきたいというふうに思います。

では最後に、今後のことについて質問いたします。

最初にお話ししました議会だよりの裏表紙のこの下には、実はセントラルゾーンを盛り上げるためにこういった事業の予算が使われているということで載っていますが、この地域の今後の発展を目的に昨年度予算化された事業として、本巣パーキングエリア周辺施設整備運営事業ということで、もとまるパーク東側の測量調査設計などが行われましたが、そのもとまるパーク周辺の事業開発調査結果と今後の計画についてお尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（加藤知也君）

それでは、お答えします。

昨年度実施いたしましたもとまるパーク東エリアにぎわい創出拠点整備に関する民間活力導入可能性調査は、内閣府からの補助金を活用し、もとまるパーク周辺地域のさらなる活性化と新たな交流拠点の創出を目指して実施したものでございます。本調査は、対象施設の基本方針及び導入機能の整理、民間活力導入可能性の把握としてマーケットサウンディング調査、そして関係機関との連携検討を主な調査項目としました。

本調査業務の結果としましては、対象施設の具体的な整備イメージを整理し、マーケットサウンディング調査を実施した結果、子育て支援機能を持った既存施設と広場を核とし、これに物販施設や体験施設を民設民営の手法で整備していくのが望ましいという方向性が示されました。また、こ

これらの施設整備を全体として道の駅として展開していく方法が、国が目指す地方創生の目的に合致し、現状においては最も事業効果が高いと位置づけております。

今後の計画としましては、この調査結果を基にもとまるパーク東エリアに道の駅機能を核とした民間活力を導入した多様な観光交流施設を一体的に整備することで、地域経済への波及効果が期待できると考えております。具体的には、この新たな施設は単なる休憩・物販施設にとどまらず、地元の新鮮な農作物や特産品の魅力を発信する拠点、地域の文化や歴史を体験できる場、そして市民と来訪者が気軽に交流できるコミュニティースペースとしての役割を担うことを構想しております。

この調査結果と構想に基づき、市民の皆様から幅広く御意見を伺いながら具体的な機能やデザイン、事業スキームなどを盛り込んだ基本計画の策定を速やかに進めてまいりたいと考えております。市としましては、この整備計画がもとまるパークを核とした地域全体のにぎわい創出と持続可能な発展につながるように着実に推進してまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋知子議員。

○4番（高橋知子君）

調査の結果、出された方向性が本当にまさに市民の望むものという感じで、大変わくわくした気持ちです。最後の御答弁の中にもありました市民の気持ちというものですが、ぜひともそちらも本当に酌んでいただきたいというふうに思います。

先月、議員全員で行かせていただいた視察先のお話で、何か新しく始まる前に市民の皆さんとの意見交換の場を何度も重ねたことがよかったというお話を伺いました。最初は市民の方々はやっばりいろいろ好き勝手言われるから大変だったけれど、回数を重ねるうちに徐々に分かり合え、後に生きたというお話でした。また、お隣の大野町で繁盛している道の駅パレットピアおおのでも、最初にしっかりと市民との対話を重ねた後に今の形が決定されたそうです。

本巣市でもぜひこの工程を飛ばさずに、真に市民とともに発展してほしいと思います。そして、まずはこのセントラルゾーンを確実に発展させ、その暁にはそこからさらに本巣市全体へ波及していくいい流れを期待しています。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（今枝和子君）

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分です。

午前10時57分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（今枝和子君）

再開をいたします。

続いて、6番 飯尾龍也議員の発言を許します。

飯尾議員。

○6番（飯尾龍也君）

通告に従いまして一般質問をいたします。

まず最初に、下水道事業について質問したいと思います。

まず下水道事業ですけど、独立採算制という形でなってきたんですけど、そもそもが各自治体が自主的に同法の適用を判断する任意適用事業でした。にもかかわらず、2015年から19年までの国の働きがありまして、このことにより2015年の18.4%から2024年には98.3%となり、ほぼ10年で強制適用化が図られてきました。

このような中で下水道事業、本市の場合、非常に赤字で独立採算ではなかなか難しいという思いがありますし、また今後下水道料金の使用料値上げという形になりますので、そこら辺をちょっとお尋ねしたいと思ひまして、この問題を質問していきます。

まず、2019年以降で今下水道使用料金を改定している、実施済み、また決定済みとなっている団体は全国で267団体ございまして、平均改定率は最多が16%から20%が63団体、次いで6%から10%が59団体、次が11から15%で44団体となって、平均改定率が6%から20%が6割以上を占めております。このような状況の中でこれからまた下水道使用料金をどのように改定していくかと議論していくわけですが、まずほとんどの自治体は、全国では水道料金の徴収に併せて下水道使用料を同時徴収していること、また水道使用料を汚水排出量とみなして、個々の下水道使用料を算出しております。

また、その中でも下水道にはいろいろな機能がございまして、本市の場合は雨水は完全に排除していますので分流式になります。これは、一番問題になるのは水質保全という形で機能的に便益が図られます。また、その次の便益としては公衆衛生上で便益が図られることになります。このような中でまず、また下水道使用料の場合、国から交付される国庫支出金の関係では、上水道の場合は特定事業の実施を国として奨励し援助する、任意で交付する国庫補助金に対して、下水道の場合には国の共同責任として交付が義務づけられている国庫負担金と位置づけられております。

このような流れの中で下水道使用料というのはなかなかいろんな細かく分かれているわけですが、またその中で下水道の使用関係でいいますと、法令ですね。下水道の使用関係では、下水道が使用開始すると対象地区の土地の所有者や使用者などには接続義務、下水道法第10条と、くみ取便所は3年以内に水洗便所に改造する義務、下水道法第11条の3が課されることになります。これが水道とは異なり、こうした使用強制がございます。また、下水道使用料徴収自体のことで、まず地方自治法では地方税と同様に滞納処分により強制徴収できるのが公債権とされ、水道料金は私債権となっております。

このように、いろいろ違いがあるんですね、水道と下水道とは。

そうした中で、第1次下水道財政研究委員会の提言が1961年にございまして、それから1973年の第3次下水道財政研究委員会の提言の中ではナショナルミニマム論というのがございまして、建設費は公費で、また汚水に係る維持費は私費という形で区別されております。また、それから最後の

下水道財政研究委員会となった第5次提言、1985年では雨水公費・汚水私費を原則とした上、汚水分のうち一部を公費負担となっております。

このように公費か私費かということをはっきり分けるわけですが、その中でこれから下水道使用料を算定、値上げしていくわけになります、現在の本巢市の下水道使用料の算定根拠をお伺いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を水道環境部長に求めます。

水道環境部長。

○水道環境部長（青木竜治君）

それでは、お答えします。

本市における公共下水道事業及び農業集落排水事業の下水道使用料の算定根拠につきましては、平成16年の合併当初から、一般世帯におきましては住民基本台帳に基づく世帯人数を基準とした人数制で使用料金を算定しております。その算定根拠につきましては、合併前の協議会にて当時の合併浄化槽の年間維持管理費と4人家族の年間下水道料金が同一となるよう設定されたと聞いております。

下水道事業会計においては、令和6年度から農業集落排水も公営企業会計に移行したことで事業の実績や財政状況がより明確になりましたが、一般会計からの多くの繰入金により運営している状況でございます。このような状況下の中、物価高騰などに伴い、下水道事業の処理場の維持管理費や薬剤費、修繕費なども上昇しているほか、各世帯の合併浄化槽においても浄化槽清掃費等が値上げされており、周辺環境も変化しております。

つきましては、これらの状況を踏まえ、今年度実施する下水道使用料改定業務の中で、人数制から従量制への変更も視野に入れ、上下水道事業経営審査会にお諮りしながら、利用者の皆様にとって公平で適切な下水道使用料の在り方を検討してまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

飯尾龍也議員。

○6番（飯尾龍也君）

ありがとうございます。

令和6年度から農業集落排水も公営企業になったということで、いろいろ状況が変わってきました、実際問題、一般会計からの繰入金というのは本当に多大な額になっております。

昨年ですかね、見延のモレラ西の団地は共同の合併槽という形で、今、あそこは45世帯あるんですけど、改築して1件当たり100万円負担という形で、自分たちで維持管理をしていくという形でやられています。そうやって、自分たちで維持管理してやっていくという形だと、結局あそこは空き家になってもちゃんとその後に入ってくるんですよ。しっかり自治会というか単位の組がしっかり施設運営等も、また今までの積立金もやってきて、実際、あそこの世帯はほとんどが高齢の世帯

で今あそこから小学生が1人通学しているだけですから、非常に高齢世帯ですけど、1件当たり100万円負担しても、みんなで共同の合併浄化槽を維持して、管理して、運営をしていくということをやっておられるのでやっぱりそういう、しっかり自治意識を持って自分たちのものは自分たちで管理してやっていくということに対しては非常に前向きに、行政としても後押ししたいなという思いもありまして、こういうことも質問したわけでございます。

また、実際問題、下水道が整備されているのは旧の真正町の真正地区と本巣町根尾地域になるわけですけど、糸貫地域に関しては農集排、春近とか早野しかないですね。そういう流れの中で、今後本巣市の方針として、しっかり方向性を見いだしながら使用料だけで賄える事業運営はできるのか、多分基本的に無理だと思います。そこら辺を考えながら、どうしたらうまく下水道事業を運営させていくかということ質問していくわけですが、次になりますかな。

下水道事業は、もともと公費負担の対象にされた分流式下水道等に要する経費、分流式経費と言われるんですが、これは下水道事業の主流となっている分流式下水道の污水处理経費に係る資本費。資本費とは施設などのいわゆるハード面に係る費用のことで、ここは減価償却費プラス企業債利息ということで、これを地方交付税措置により基準内繰入金、総務省の繰出基準に基づいて一般会計から繰出金の繰入れの対象とするという形に決められておりますね。また、下水道事業の経費区分はこれまで雨水は公費、汚水は私費と基本はしつつ、後者の汚水私費の一部を公費とすることをめぐって公費負担の拡大と縮小が常に揺れ動いておりました。

そんな中で、汚水の維持管理費のみを私費負担とした減価償却費などの資本費を公費負担としたことには、実質回帰しているんですけど、その中でやっぱりこの使用料って本当にどこら辺までが私費、公費なのかというのを詳細に見ていかなくちゃいけないんですね。

使用料改定の今下水道協会の基準がありまして、その中で目標値として、1に経費回収率が100%、2に基準外繰入金の解消で、3つ目が使用料1立米当たり150円、資金収支均衡、5つ目、補填財源の目標額確保、6に現金残高の目標額確保、7つ目に累積欠損金の解消といった7つの項目がございます。このうち優先順位が高いのは1から3なんですけど、その中でも分流経費に関わるベースとされるのが、具体的には使用料単価1立米150円、標準的な月額使用料で20立米当たり3,000円まで引き上げることによって経費回収率100%を目指すことということをやられております。

こういうことを前提とした場合に、経費回収できない場合は分流式経費を不採算経費として独立採算の対象から外して公費負担として、処理区域の人口密度に応じて地方交付税措置というものが行われます。

そこで2つ目の質問なんですけど、分流式経費と地方交付税措置はどのようなものかお答えをお願いします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を水道環境部長に求めます。

水道環境部長。

○水道環境部長（青木竜治君）

それでは、お答えします。

本市の下水道は、生活雑排水及びし尿等の汚水と雨水の別々に処理する分流式下水道で事業整備しております。汚水は下水道管で集め処理施設へ送る一方、雨水は側溝などを通じて河川等へ排出されております。下水道に係る経費の負担区分は、原則として雨水は市などの公費で、汚水は利用者からの使用料で賄うこととされております。

分流式下水道は、雨水と汚水を一緒に処理する合流式下水道に比べ建設費が割高です。このため、分流式下水道がもたらす環境改善などの公共的メリットを考慮し、建設費用の一部は分流式経費として公費で負担することを認められています。具体的には、この経費に伴う市の負担のうち、使用料などで賄い切れない部分に対し国から交付税が措置され、自治体の財政負担が軽減される仕組みとなっております。

〔6番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

飯尾龍也議員。

○6番（飯尾龍也君）

ありがとうございます。

結局は地方交付税で措置されて、地方自治体の財政負担が軽減されるということは非常にありがたいんですけど、やっぱり下水道事業がしっかり運営できるような使用料を算定しないとなかなか難しいのかなと思います。そこら辺で、本市においても北部地域なんかは人口流出していますし、糸貫、真正に関しては微増ですけど人口は増えております。そういうところにおいて、糸貫地域は合併浄化槽ですけど、真正地域は下水道地域です。どのように下水道事業を運営していくのか、また先般の議会でも質問したんですけど、東海環状自動車道からモレラ南の道路までを都市計画でいろんなマスタープラン入れていくとなると都市計画というものが絡んできまして、そういう場合は基本的に下水道を敷設するのが義務となります。そこら辺も入れてこれからの本巢市の下水道事業をどのようにやっていくのか、ましてや、北部の地域をダウンサイジング、どのように運営していくかということをもっともっと考えていくべきかなと。

もう一ついえば、前も言いましたように、ただ下水はきれいにすればいいというわけじゃなくて、脱炭素化じゃないですけど、しっかり岐阜市のように前からリンをしっかり回収してそれを土に返すというような、もうトータルに考えていかないとこれからの事業運営はなかなか難しいかなと思います。ただ汚水は汚いものというんじゃなくて、それを再資源化、マネタイズするようなものも入れて広域でやっていくのは非常に大事かと思っているもので、この質問に至ったわけです。

また、交付税措置が得られて地方自治体は楽になるんですけど、一般会計との兼ね合いでやはりどれまでを入れるのか、5割入るのか、7割入るのかということもしっかり議論してやっていくのが大事なかなと思っています。そういう上でも皆さんが関心を持っていただいて、合併浄化槽であれ下水道であれそういうことに関心を持っていくことによって次の世代に下水道がしっかり整備されて、蛸が舞うすばらしい本巢市というのを築いていけるかなという思いがあります。

なぜこんなに水のことを言うかといいますと、もともとこの地域は水で争って、用水にしろ治水にしろ、そういう地域でございました。それこそ水というのは次の世代に伝えていくことは非常に大切と思っております。私の小学校のときはサワガニなんていませんでした。今、サワガニがこちらまで来ているんですね。それだけやっぱり北のほうきれいな水になっていくというのはそれだけ恩恵を受けているんですから、そういうことを考えながら、北部地域の下水道にしろ、南部でもそうですけど、採算性とどのような形態が一番いいのか使用料も含めて皆さんで議論していただければなという思いでこの質問をしました。

次に、2番目の質問に参ります。

部活動なんですけど、スポ少で、僕も知らなかったんですけど糸貫の野球が全国大会に行くという形でコンビニのところに募金箱が置いてあるんだわ、これはすばらしいことだなと思ひまして、子どもからも聞いてぜひ募金しなくちゃなという思いもありますけど、そういうスポーツ、これは野球ですけど、ほかのスポーツでも、小学校のときはよかったけど中学校になっていざ部活に入ろうと思ったら受皿がない。ましてや、クラブチームでもいいんですけど、地域でできるスポーツがどれでもあるという状況が非常に大事なと思ひますし、また私の子どもは中3のときに地域移行に変わったはずですので、それから4年たっております。その状況において今度は地域展開となっております。そのような状況の中で部活動が今後は非常に心配だという思いがありまして、この質問になりました。

まず1つ目の質問になりますけど、現在の部活動の加入率は、移行前、移行後でよろしく願ひいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それでは、お答えいたします。

部活動の加入率についてですが、平日の部活動と休日に実施しております部活動支援クラブとではその推移に違いが見られます。本市では他の自治体に先駆けて令和4年度から地域展開を進めてまいりましたが、平日の部活動の加入率につきましては、おおむね85%程度で安定的に推移している状況でございます。一方、休日の活動につきましては、年々減少傾向にございます。令和4年度は71%から令和5年度は72%、僅かに増加したものの、令和6年度は66%、令和7年度は58%、令和8年度は53%となっており、近年は減少傾向にあります。

このように、平日の部活動加入率は安定的に推移している一方で、休日の部活動支援クラブの加入率は低下しております。その要因としては、民間クラブへの加入者の増加や地域展開に伴う保護者負担などが影響しているものと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

飯尾龍也議員。

○6番（飯尾龍也君）

ありがとうございます。

ここで再質問です。具体的にスポーツ、部活動名をお聞きしたいです。お願いします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの再質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それでは、再質問についてお答えいたします。

令和4年度と令和8年度を比較いたしますと、部活動の加入状況は競技によって差が見られます。減少が多い部活動といたしましては、女子バレーボールが51人から14人、女子ソフトテニス部が46人から15人、陸上部が78人から36人、野球部が34人から12人となっております。一方で、男子のバスケットボールは24人から30人、女子のバスケットボール部は22人から23人と増加、または横ばい状況で推移しているところでございます。このように競技によって状況は異なるものの、全体としての加入者数が減少傾向にあると認識しております。

また、学年別の加入率につきましても、1年生が75.1%から49.6%、2年生が72.1%から56.3%、3年生が70.8%から50.2%へと低下しておりまして、特に1年生の加入率は低下が大きな課題というふうに捉えております。また、学年ごとの人数は年度ごとによって在籍生徒数が異なるため、人数だけで単純に比較することは難しい面もございます。

今後、生徒が興味や関心に応じて主体的に活動を選択できる環境づくりを進めるとともに、部活動の魅力や意義を分かりやすく伝え、加入率の向上につなげてまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

飯尾龍也議員。

○6番（飯尾龍也君）

ありがとうございます。

非常に、この数字を聞いてがくっとしましたね。といいますのは、部活動は誰かに言われてやるもんじゃないですよ。基本的に好きだからやる、それを続けたい、向上したい、そういうものだと思うんですね。それ自身がなくなっていくことは、みんな何がやりたいんだろうなという思いがありますし、どうしたら、全部が全部加入すればいいというわけではないですけど、そのほかで多分時間をネットとかに使っているのかなという感じがしますし、何かやっぱり、スポーツ系ですけど体を動かすことは脳の発達にも非常にいいかなと思いますね。僕が常に子どもに言っているのは、つべこべ能書きを垂れるよりまず動けというのを言っておりますので、そういうのが大事なかと、幼少期の運動体験というのが、楽しいな、うれしいな、気持ちいいなというのは大事なかなと思いついてこの質問に至ったわけですが、次は部活動の地域展開についてお伺いします。

実際問題、課題はどのようにお考えですか。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それでは、お答えいたします。

部活動の地域展開につきましては、教育委員会として令和4年度から取組を開始し、現在の運営体制を構築してまいりました。部活動の地域展開は、生徒が地域の中でスポーツや文化活動に親しむ機会を確保するとともに、地域全体で子どもたちを育む土壌づくりにつながる重要な取組であると認識しております。今後、この取組をさらに充実させていくためには大きく2つの課題があると考えております。

まず第1に、多世代が参画する支援体制の構築です。

これまで学校の部活動が担ってきた体力や競技力の向上、主体性や協調性の育成といった教育的役割を地域展開後も継続し、さらに発展させていくことが重要であると考えております。そのために、地域のスポーツ指導者や競技経験者をはじめ多様な人材が指導や運営に参画できる仕組みづくりが必要不可欠であります。また、部活動支援クラブとスポーツ少年団、スポーツ協会、文化協会、スポーツクラブもとすなどの既存団体との連携を一層強化し、地域全体で子どもたちを支える体制を構築していくことも重要な課題であると受け止めております。

第2に、指導者の確保と資質向上です。

地域展開を持続的かつ充実したものにするためには、質の高い指導者の確保が不可欠でございます。本市では、令和4年度から年2回の指導者・育成者研修会を実施し発達段階に応じた指導方法や指導者としての心構えについて学ぶ機会を設けておりますが、こうした研修等を通じて指導方針やスポーツ・文化活動が持つ教育的意義を御理解いただいた上で、生徒に寄り添った指導ができる人材の確保と資質向上に継続して取り組んでいく必要があると考えております。

部活動の地域展開は、単に運営主体を学校から地域へ移すことが目的ではなく、地域全体で子どもたちの成長を支え、多世代がつながる新たな地域コミュニティを形成する取組であります。関係団体との連携を一層深めながら、持続可能なスポーツ・文化活動の実現に向け、必要な体制づくりを進めてまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

飯尾龍也議員。

○6番（飯尾龍也君）

ありがとうございます。

具体的に、実際スポ少から社会人までという形の団体というのはございますか。

○議長（今枝和子君）

ただいまの再質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それでは、再質問についてお答えいたします。

成功事例という形で御説明をさせていただきたいと思います。

本市における部活動の地域展開の特に成功事例といたしましては、サッカー部及び剣道部が挙げられます。これらの部活動支援クラブでは、複数校で活動することにより部員数の減少による課題が解消され、特にサッカー部では安定したチーム編成が実現したほか、また剣道部では団体戦への出場が可能になるなど活動機会の充実につながっております。また、活動人数の確保により多様な練習や交流が可能となり、生徒同士が互いに刺激を受けながら成長できる環境が整っています。さらに、複数の指導者が関わることで専門性を生かした指導や安全面の配慮など指導体制の充実も図られています。このように、地域展開は活動機会の確保と活動環境の充実の両面での成果が見られており、今後こうした取組を参考にしながら、持続可能な部活動の環境の整備に努めてまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

飯尾龍也議員。

○6番（飯尾龍也君）

ありがとうございます。

やっぱり実際にそうやって小学生から大人まで一貫体制をつくるということは、相乗効果として、社会人に関していえば教えることによって自分も健康的に、ウェルビーイングになるという形、非常に大事なかなと思っています。様々なほかのスポーツにも波及していったらいいなという思いもありまして、文化協会等もですけど本巣市全体としての受皿団体をつくったその上で、一気通貫じゃないですけど、そんな形をつくっていくことのほうが非常にこれからは大事なかなと思います。そうすることによって文化もスポーツも、競技能力やいろんな充実したものができるものかなという思いがありましてこの質問に至ったわけです。ぜひとも後押しできるような行政をお願いしまして、次の質問に入らせていただきます。

その次は、3つ目は本市の農業なんですけど、私も農業をずうっとなりわいとしてまいりましたが、この議員という立場になって本当に難しい時代だなと思います。

でも、やりようによっては農業って非常に大事なかなと。といいますのも、私の中学校のときの野球の先輩は教員をやっていたんですが早期退職して、昨日一緒に田植をしていたんですけど、農業をやりたいという形で、定年してもこれから10年、まだ15年あるから農業の面白さ、リスクもあるけど楽しいなという思いがあって、そういう参入できるようなグラウンドをしっかりとつくっていくのも大事なかなと思いましてこの質問に至ったわけです。

ましてや、今度、北部地域においては農業する環境が非常に困難だなという思いもあります。といいますのも、私は木知原地区で圃場整備のお手伝いをさせていただいて、やっとトンネルを抜け

て右手はきれいになったなど、ありがたいなと僕は思いがあります。あれだけ違うだけでも本当に、本巢市の営農体制がしっかり北部でもできるなという思いがありまして、その意味もありまして、今、神海地区で基盤整備をこれからやられるという形なものですから、まず1つ目の神海地区の基盤整備事業の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

議員の御質問にお答えいたします。

神海地区の基盤整備事業につきまして、農業経営の効率化を阻害する要因となっている区画が不整形、狭小である、または用排水施設や農道が未整備であるといった条件不利な農地の遊休化防止に向けた取組を推進しております。この一環として、農業生産性の向上と持続可能な農業の確立を目指し、土地改良事業による大規模な圃場整備を計画しております。具体的には、農地の区画を整形し集約するとともに、用排水施設、そして農業機械の導入を容易にするための農道の基盤を一体的に整備することで効率的な営農を可能にし、生産コストの削減や省力化を図ります。これにより、地域の農業振興に貢献し、将来にわたって魅力ある農業が継続できるよう取り組んでおります。

神海地区の基盤整備事業の進捗状況でございますが、この事業につきましては、令和7年度から圃場整備事業を開始しており、現在、現地の簡易測量を行い、事業内容の概要を定める最初の計画である基本計画の策定を終え、令和8年度はこの基本計画に基づき、具体的な設計、費用、工程などを定める事業計画の策定業務を発注しており、令和9年度の採択に向けて取り組んでいるところでございます。農地の区画整理、用排水路の整備、農道整備などの事業計画全般の目的における地元同意、所有者及び耕作者の皆様との協議もスムーズに進んでおり、順調な進捗を見せております。

今後の予定としましては、令和14年度末の完成を目標とし、圃場の区画整理や用排水施設の整備工事、そして不整形な農地や分散した農地を効率的な耕作に適した形状や配置に再編し、所有権や利用権を調整する手続である換地などの諸手続を全て完了する予定でございます。この事業を通じて、農地の保全と農業生産基盤の強化を図ってまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

飯尾龍也議員。

○6番（飯尾龍也君）

ありがとうございます。

具体的に地権者、筆数、圃場整備地区内の区割りというのはどのようになりますか。

○議長（今枝和子君）

ただいまの再質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

対象筆数は合計298筆であり、これに関係する地権者数は60名でございます。現在、当事業計画の策定を鋭意進めておりますが、現在の計画案におきましては、標準的な区画割りとして5,500平方メートル、5反5畝を想定しております。

しかしながら、計画区域内の地形的要因や計画農道の配置等により、必ずしも全ての区画がこの標準規模となるわけではございません。その点につきましては、個別の状況に応じ柔軟な対応を検討してまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

飯尾龍也議員。

○6番（飯尾龍也君）

ありがとうございます。

5反5畝だと大型機械でも効率よくやっていけるかなという思いもあるし、先日も農水省のコンサルの講演を聞きまして、やっぱり問題は、日本において平地は大体問題ないですね、中山間地なんですね。農地は大体、中山間地で4割ございます。それをいかにして保全して守っていくかということが非常に大事かと思っております。その点で、ここに今資料があるんですけど、これは農水省から、まだホームページには出ていないんですけど、それによりますと今度の新政策としては中山間地においては多面的機能と中山間地直接支払いをダブルで受けるような地域を増やしたり、あとプッシュ型という形で取組の支援、しっかり地域計画に根差した形でサポートするということも盛り込まれております。

またもう一つ、環境直接支払いの創設を入れてあります。どのぐらいの予算がつくか分からないんですけど、やっぱり、みどりの食料システムという形で、リスクを取った場合においてのそこもしっかり手当てができるような形で国もやると言っているものですから、農地を区画整理した上で、お米だけというわけではなくほかの転作作物なんかを導入した場合にも国も支援しますよというのが書いてあります。ぜひ、そういうことから見てもしっかり支援していただきたいなという思いがございます。

もう一つ、2つ目になりますが、担い手あるいは他地域からの参入状況は、北部地域においてはどのようでございますか、よろしくお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

議員の御質問にお答えいたします。

本市の北部地域では、農業者の高齢化や後継者不足が進行しております。農業経営基盤強化促進法に基づき、地域の話合いを通じて将来の農地利用と担い手を明確にするために策定した地域計画

に位置づけられた担い手の状況を見ますと、本巢北部地域では9経営体、根尾地域では25経営体が地域計画に位置づけられておりますが、現状においても平均年齢は、本巢北部地域では約66歳、根尾地域では約74歳で、市内でも極めて高い水準で高齢化が進行しております。この傾向は今後5年間でさらに加速し、5年後は両地域の平均年齢はそれぞれ約71歳、約79歳に達することが確実視されます。これによりリタイアする農業者の増加が避けられない状況となり、農地の受け手不足は現状の懸念をはるかに超える深刻な問題として顕在化します。

特に根尾地域においては、平均年齢が80歳に迫るという危機的な状況に直面することになり、農業経営体の維持そのものが困難になる可能性も否定できません。地域農業の持続可能性を脅かす喫緊の課題であり、早急な対策が求められます。

さらに、市外からの他地域の担い手の参入状況につきましても、本巢北部地域では参入経営体はなく、根尾地域においては1経営体にとどまっております。この背景には、中山間地域特有の農地の分散や狭小な区画、鳥獣被害への対応、通作距離の長さなど平たん部と比べて営農条件が厳しいことがあり、新たな担い手の確保や規模拡大が容易ではない状況があります。

市といたしましては、今後もこの地域計画に基づく話し合いを進めるとともに、認定農業者や認定新規農業者への支援を進めます。また、市内外からの新規参入促進に関して直近の事例を申し上げますと、1つは県外の果樹生産企業と市内の解体事業者が北部地域での営農を希望され、営農条件のヒアリングや現地紹介を行いました。もう一つは、ステンレス製品製造業が農福連携による障がい者雇用と富有柿の継承を目指すに当たり、農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りを仲介しました。

このように、多様な背景と目的を持つ新規参入希望者一人一人に応じたきめ細やかな支援を通じて、市内農業の活性化と新たな価値創造を推進していきます。今後も、担い手不足が懸念される北部地域については市内外の新規参入の促進、農地の集積・集約化などを通じて、農業生産基盤の維持、確保に努めてまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

飯尾龍也議員。

○6番（飯尾龍也君）

ありがとうございます。

根尾地域では今後5年で地域計画に位置づけられた方が平均年齢80歳に迫る危機的な状況にございますが、多面的機能支払交付金を活用して、活動組織の広域化を図った地域農業を持続可能なものにできないか再質問いたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの再質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

根尾地域で多面的機能支払交付金を活用して、活動組織の広域化を図り、地域農業を持続可能なものにすることはできないかという御質問にお答えいたします。

現在の本巢市における根尾地域の多面的機能支払交付金の活動組織は、神所及び中の2組織のみとなっております。また、地域の課題などを検討した地域計画の協議の場などにおいても、自給的農家が根尾地域の農地の大半を管理していることから、高齢化により多面的機能支払交付金の大前提となる農地保全そのものが難しくなっているとの発言もあり、担い手の確保など環境整備対策や活動組織の体制強化と広域化が有効であると認識しております。

これまでも、市は活動組織の広域化に向けた検討を進めてまいりました。広域化を推進することで単独では地域資源の保全、管理が困難となった集落を取り込み、集落間連携による活動継続や事務作業の集約による負担軽減が可能となります。こうした状況を踏まえ、議員御提案の本市の南部や市外からの認定農業者等の担い手を派遣し、根尾地域の農地の保全管理を担っていただくことは重要な方策であると考えております。既に根尾地域では市外及び本巢市の南部営農法人3経営体の参入事例もございますので、今後も他地域からの営農組織の参入を促し、環境整備を踏まえた多面組織の加入の促進や地域の意見などの調査を行い、本交付金の活動組織の広域化の実施について検討してまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

飯尾龍也議員。

○6番（飯尾龍也君）

ありがとうございます。

ぜひとも前向きに検討していただきたい。

これコンサルのを読みますとやっぱり、農地なんですけど、地域計画の状況を踏まえながら優先して生産に注力する集落、農地を粗放的に管理する集落、生産農地を諦める集落、要するに分けることですね。しっかり分けてそれから政策展開していくのが非常に大事なと思います。限界集落のところに限られた予算を投入するとかこんなばかげたことはないですから、ぜひともそういうことも含めて考えてもらいたいと思います。

あともう一つは、行政や農業公社と利用権をしっかり設定して、そこに農地の手続が担保できれば新規参入がしやすいかなという思いもあります。

また、もう一つ、農村地域を農村の人だけに任せることはまずもう無理です、はっきり言って。やっぱり、そこら辺は行政としては南から応援して守りますよという形で行政が担保して、事業体だったら皆さん信用してくれると思いますので、一民間事業だとなかなか難しいと思います。私も、一個人で木知原へ行ったとき、誰も信用してくれませんでした、はっきり言って。そういうもんです。なかなか難しい状況、特に農村というのは。そういう状況ですので、やっぱり本巢市の農業を守っていくためには中山間地域って非常に大事だと思っております。

このコンサルの話を聞いてきて、大体稲作で5ヘクタールで1俵3万円で売っていれば十分採算

が合うというのも出ています。だからそのぐらいなら根尾でも、中山間地でできると思います、はっきり言って。南のほうは土地利用をどんどん拡大してもいいんですけど、前回、工業地帯、線路から東へ南下をしていくと面積が減りますから、ぜひともそういうところの換地じゃないですけど、そういうあてがった形で北のほうにぜひともやっていただけるよう仕向けるというのも行政の役割かなと思いますのでぜひとも前向きに、農村地域の田畑を未来永劫守っていく点では行政も汗をかいていただきたいな。

先ほどの下水の処理が、ただきれいに水を捨てるだけじゃなくてしっかり田んぼに回すという形でぐるぐる回るような、バイオマス等いろんなものがございまして、そういうのも入れることによって地域の力が維持できて、持続可能な営農活動ができるんじゃないかなと僕はつくづく言っているんですけどなかなか前に進みませんので、これで私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（今枝和子君）

ここで暫時休憩をいたします。再開は1時です。

午後0時00分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（今枝和子君）

再開をいたします。

続いて、7番 片岡孝一議員の発言を許します。

片岡議員。

○7番（片岡孝一君）

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従って一問一答方式で大きく分けて3つの一般質問をさせていただきます。

それでは、1つ目の質問をさせていただきますが、自治会の現状と自治会に対する支援について。

本巢市も少子高齢化をしていき、コロナの影響もありどんどん地域交流も減少していく中、地域を守り、助け合いのできる本巢市にしていくために、1項目め、自治会加入率ですが、総務省の調査では2013年から10年間で10%減少し、2023年時点で全国平均62.7%となっています。全国的に少子高齢化していく中で地域コミュニティ活動が縮小、減少している中、本巢市の自治会加入率の現状把握はできていますか御見解をお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（林 晃弘君）

それでは、お答えいたします。

本市は、自治会を地域コミュニティの重要な担い手と捉え、その活動を支援するとともに、加

入状況につきましても毎年把握に努めております。自治会への加入状況につきましては、各自治会長より毎年4月1日現在の加入世帯数を御報告いただいております。令和8年4月1日現在の住民基本台帳の登録世帯数1万3,346世帯に対し、加入世帯数は1万759世帯、加入率は80.6%となっております。過去5年間の加入率と比較しますと、令和5年度までは87%台とほぼ横ばいで推移しておりましたが、令和6年度以降は減少傾向にございます。しかしながら、県内21市との比較では、令和8年度の自治会加入率の県内平均は61.8%であるのに対し、本市の加入率80.6%は県内21市中3番目に高く、依然として高い水準を維持しているものと認識しております。

〔7番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

片岡孝一議員。

○7番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

本巣市は県内21市の中で3番目に高い水準を維持しており、素晴らしいと思います。昔に比べると、本巣市も現在5軒中1軒は加入されていないので、地域交流も減少していますので本当に残念です。

2項目め、自治会加入率の低下が地域の防災力低下や行政運営の停滞に直結するため、自治会未加入世帯への本巣市の取組は、御見解をお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（林 晃弘君）

それでは、お答えいたします。

近年、社会保障や福祉制度の充実や情報通信技術の発展、生活様式の多様化などを背景に現実社会における他者との交流機会が減少傾向にあります。このような状況に伴い、自治会においても定期的な会合やイベントの準備、ごみ集積所の清掃当番、自治会費などの負担が加入の障壁となり、加入者減少の一因となっているのが現状でございます。しかしながら、自治会は地域課題を解決するための合意形成や伝統行事等の運営による地域文化の継承、住民相互の親睦といった活動に加え、市からの依頼対応や住民への情報伝達など地域コミュニティーにおける中心的役割を担っております。また、地域の安全管理や防犯、自主防災活動、住民同士の見守りや助け合いといった多岐にわたる地域課題にも対応しております。自治会の持つこうした意義と活動の重要性を踏まえ、本市では転入者に対し転入手続の際に自治会組織加入への御案内を配付し、自治会への加入促進に努めております。また、市のホームページにも自治会活動に関する案内を掲載し、住民の皆様が自治会への加入を検討いただくための一助となるよう、引き続き情報提供に努めてまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

片岡孝一議員。

○7番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

自治会は伝統行事の運営や地域文化の継承、地域コミュニティにおける中心的な役割を担っていますし、地域の安全管理や防災、住民同士の見守りや助け合い、市民の安全確保につながりますので今後も自治会に対する支援をよろしくお願いいたします。

3項目め、自治会運営において高齢化と役員の成り手不足が深刻化している現状に対する本巢市の担い手確保の取組と支援は、御見解をお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（林 晃弘君）

それでは、お答えします。

住民の高齢化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変化や価値観の多様化により、自治会における役員の担い手不足は本市のみならず全国的な課題となっております。このような状況に対し、全国の自治体では様々な取組が行われております。その一環として、役員の負担軽減策が進められています。定年延長や共働き世帯の増加といった社会情勢の変化を踏まえ、自治会の運営方法を見直す動きもございます。例えば、会議や行事の回数、開催方法を見直して整理したり、役員の業務内容をマニュアル化し時期ごとの業務や必要な手続を明確にしたりする取組がございます。

議員御指摘の自治会加入に関する市の支援といたしましては、先ほど御答弁申し上げました転入者に対する自治会組織加入への御案内の配付に加え、もとす暮らし応援補助金の交付要件として、居住地の自治会に加入することを要件とし、自治会への加入促進を図らせていただいております。

今後は、自治会長会や市のホームページを通じて先進的な取組事例の周知を図り、持続可能な自治会活動が促進されるよう支援してまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

片岡孝一議員。

○7番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

今後も、地域コミュニティの活性化、持続可能な地域づくりのためにも、新しく来られた方々が安心して生活できる環境づくりに努め、移住者と既存住民の交流促進の取組をするためにも持続可能な自治会活動が促進されるように今後も支援をよろしくお願い申し上げます。

2つ目の質問をさせていただきますが、人と人とのつながりを大切にし、持続可能なまちづくりについて。

人口減少していく中で、助け合いの住みやすい福祉のまち本巣市を築いていくために、1項目め、65歳以上の単身世帯について本市の現状と取組は、御見解をお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（磯部千恵子君）

それでは、お答えいたします。

本市における65歳以上の単身世帯、いわゆる独り暮らしの高齢者世帯は、令和8年3月末現在で2,078世帯であり、年々増加傾向にあります。こうした中で、住み慣れた地域で安心して暮らし、互いに支え合うまちづくりを推進していくため、独り暮らしの高齢者の見守り対策として、主に3つの事業を展開しております。

1つ目は、本巣市地域見守り協力事業所等連携事業として、新聞、電気、ガス、運輸、宅配、郵便業務など市内40の事業所と協定を締結し、協力事業者の日常業務や活動を通して、高齢者等の安否確認、援助の必要性、その他の見守り活動を行い、これらの活動中に独り暮らしの高齢者等の異変に気づいたときは市へ連絡することとなっており、早期に安否確認ができる体制を整えております。

2つ目は、緊急通報体制支援事業として、独り暮らしの高齢者や高齢の夫婦世帯で一方が寝たきりの状態である場合に、緊急時など容易に通報ができる緊急通報装置を貸与し、24時間365日対応のコールセンターへつながる緊急時の安心体制を提供しております。

3つ目は、高齢者ぬくもり訪問事業として、75歳以上の独り暮らしの高齢者宅を民生委員、児童委員が訪問し、安否を確認するとともに、日常の困り事などを聞きながら複雑化、複合化した課題や支援ニーズを把握した場合には、福祉総合相談室内の地域包括支援センターによる訪問支援につなげるなどアウトリーチを想定した支援体制を整えております。

これらのほか、できる限り介護状態になることなく健康寿命を延ばすための介護予防の取組として、65歳以上であればどなたでも参加が可能な転倒予防教室やいきいき健康教室などの各種教室、また地域の公民館等において交流できるふれあいいきいきサロンや市内の市民団体等が主体的に実施する集いの場などがあり、自宅に引き籠もることなく、参加者同士が楽しみながら交流できる事業を実施しております。

〔7番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

片岡孝一議員。

○7番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

私も、本巣市公式ホームページで総人口、世帯数を確認したら、令和8年3月末時点で本巣市総人口3万2,388人、世帯数1万3,346世帯と出ていました。その中で、単身世帯が2,078世帯、

15.57%、6.7軒に1軒が65歳以上の単身世帯である現状を考えたときに、助け合いの住みやすい福祉のまち本巢市を築いていくために、今後も独り暮らしの高齢者の安否確認や訪問支援や健康寿命を延ばすための介護予防の取組を今後もよりしくお願いいたします。

2項目め、認知予防には定期的な運動習慣、バランスのよい食事、人との交流や社会参加が重要です。高齢者が気軽に集える通いの場の拡充や健康促進に向けた運動プログラムの提供状況はどうか、栄養改善や低栄養予防に向けた食生活支援等、認知症高齢者が増えていく中、本巢市の認知症予防の取組の現状と今後の対応は、御見解をお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（磯部千恵子君）

それでは、お答えいたします。

本市におきましては、市民の皆様の認知症予防と認知機能の維持、向上に資するため、様々な施策を実施しているところでございます。具体的には、運動を通じた認知機能の維持、向上と社会参加の促進として、認知症予防に必要な知識を学びながらレクリエーション活動を行うきらり元気アップ教室、脳のいきいき教室、脳を元気にする教室、さらに昨年度からはゲーム機を使用した高齢者向けeスポーツ教室を開催し、高齢者の新たな交流の場ともなっております。また、高齢者の外出を支援するシニア元気いきいき事業による温泉入浴補助回数券の交付、今年度から名称を改めた高齢者外出支援事業では、従来のタクシー利用助成に加え交通系ＩＣカードのチャージ代助成を選択できるよう事業を見直し、高齢者が自身の生活スタイルに合わせて外出機会を確保できるよう一層の支援を図っております。これらの活動に加え、令和5年度より実施しております高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業では、住まいの近い場所を会場として行われている高齢者向けの教室やサロン、カフェ等の通いの場を活用し、中でも認知症にいいと言われる活動を総合的に取り入れた脳を元気にする教室等で管理栄養士や歯科衛生士によるミニ講話や健康相談、簡易な骨密度測定を実施するなど、後期高齢者医療、介護保険及び介護予防、健康増進が一体となって認知症予防に関する普及、啓発をするとともに、栄養改善や低栄養予防の取組を積極的に行っております。

介護予防及び認知症予防は介護給付費の抑制にもつながる重要な施策と位置づけており、今後もこれらの多岐にわたる取組を継続、推進し、地域のニーズも的確に把握しながら高齢者が住み慣れた地域で健やかに暮らし、健康寿命を延伸できるよう一層の支援に努めてまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

片岡孝一議員。

○7番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

市民の皆様の認知症予防と認知機能の維持、向上に資するため、高齢者の新たな交流の場や高齢

者の外出を支援する温泉入浴券回数券交付やタクシー助成、交通系ＩＣカードのチャージ代助成や脳を元気にする教室等、高齢者が住み慣れた地域で健やかに暮らし、健康寿命を延ばせるように今後も高齢者の支援をよろしくお願いいたします。

３項目め、特定健診等における認知機能検査の導入や早期発見に向けた体制強化はどうなっているか。認知症になっても安心して暮らせるまちづくりとして、ＭＣＩ（軽度認知障害）と診断された方に対するその後の継続的な支援や相談窓口の充実を図るために、早期発見とＭＣＩ（軽度認知障害）対策は、御見解をお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（磯部千恵子君）

それでは、お答えいたします。

ＭＣＩ（軽度認知障害）は認知症の前段階であり、軽い記憶障がいなどはあっても日常生活は大きな支障なく送れる状態を指します。この段階で適度な運動、バランスのよい食事、社会参加や知的活動の３つを習慣化することが極めて重要であり、適切な対処により認知症への移行を予防または遅らせることが可能と言われています。

本市では、認知症への正しい理解を促進し、市民の皆様が自ら認知症の予防、早期発見、早期治療に取り組めるよう、令和６年１２月に認知症の進行段階に応じた医療、介護サービスの流れをまとめたガイドブック「認知症ケアパス第２版」を作成し、市のホームページや全戸配付等で広く市民に周知しております。ガイドブックではＭＣＩの紹介や簡易チェック項目を掲載し、自身や家族による早期発見を促すとともに、認知症の進行に応じて利用できる支援や相談先について情報発信しています。また、平成２９年度から実施している脳を元気にする教室では、年に３回定期的に認知機能テストを実施しており、テスト結果からは参加者の認知機能の維持、向上に一定の効果が確認されているところです。

なお、認知症予防、軽度認知障がい、認知症と各段階に応じた適切な支援を行う相談窓口として、福祉総合相談室内の地域包括支援センターが高齢者の総合的な相談窓口となり、必要に応じて医療機関や他の支援機関と連携を図りながら適切な支援やサービスへとつないでおります。

今後も既存事業を継続しつつ、広く認知症に関する知識や情報の発信に努めるとともに、切れ目のない相談支援体制の充実を図ることで認知症の早期発見、対策につなげてまいります。

〔７番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

片岡孝一議員。

○７番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

今後も認知症の正しい理解を促進し、市民が自ら認知症の予防、早期発見、早期治療に取り組め

るように、脳を元気にする教室や切れ目のない相談支援体制の充実を図り、認知症の早期発見、対策をよろしくお願いいたします。

3つ目の質問をさせていただきますが、市民の安全確保について。

今年度4月から道路交通法が改正され、16歳以上の自転車運転者が信号無視や一時不停止などの交通違反をした場合、反則金が適用されるようになったために、1項目め、改正道路交通法が施行され、自転車への青切符制度が導入されました。自転車は車の仲間であるという意識改革と交通ルールの周知について、市は教育委員会と警察と連携してどのように取り組んでいるか、御見解をお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（林 晃弘君）

それでは、お答えいたします。

道路交通法の改正により本年4月から自転車の交通違反に対する交通反則通告制度、いわゆる青切符が導入されました。また、本年9月からは改正道路交通法施行令に基づき、生活道路における自動車の法定速度が時速60キロメートルから時速30キロメートルに引き下げられます。これらの道路交通法等改正に伴う交通ルールの周知につきましてはこれまでも岐阜県警察により実施されており、本市におきましても教育委員会、北方警察署、本巣地区交通安全協会本巣支部等の関係機関や団体と連携し、交通安全教室の開催や年4回の交通安全週間に併せた市内の大型商業施設等でのチラシ配布による啓発活動を行っております。

交通安全教室の実績としましては、令和7年度において幼稚園では親子を含め延べ1,248名を対象に19回実施しました。小学校では延べ1,441名を対象に延べ10回実施したほか、自転車の罰則対象年齢である16歳に近い中学生に対しては、北方警察署が真正中学校生徒450名に対して交通指導を行いました。さらに、高齢者交通教室として7回開催し、延べ600名の方に御参加いただきました。

今後も引き続き、関係機関や関係団体と連携した教室の開催や啓発活動を通じて、市民の皆様が安全かつ安心して暮らせるよう取り組んでまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

片岡孝一議員。

○7番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

道路交通法の改正により本年4月から自転車も自動車と同じ青切符が導入されますし、本年9月からは生活道路における自動車の法定速度が時速60キロメートルから時速30キロメートルに引き下げられますので、子どもたちはもちろん、市民の皆さんも安全かつ安心して暮らせますように、今後もよろしくお願いいたします。

2 項目め、各学校での交通安全教室に対する児童・生徒への具体的な啓発活動への現状と今後の対策は、御見解をお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。
事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それでは、お答えいたします。

本市では、全ての小学校、中学校及び義務教育学校において、毎年4月から5月にかけて交通安全教室を開催しております。

交通安全教室では、北方警察署、岐阜県交通安全協会、市の総務課、北方自動車学校などの関係機関と連携し、交通ルールの確認や自転車の安全な利用方法について専門家の指導の下、体験を通じて学ぶ機会を設けるなど、実践的かつ効果的な交通安全教育を実施しているところです。

また、自転車通学者が多い糸貫中学校では、長年にわたり北方自動車学校において自転車の安全な乗り方や点検方法、交通ルールの遵守に向けた実践的な指導を行い、生徒の交通安全意識の向上に努めています。

さらに、令和8年4月に施行された道路交通法の改正により、16歳以上の自転車運転者に対する反則金制度が導入されたことを踏まえ、全11校において交通安全教室や学級活動等の機会を活用し、信号無視や一時不停止、ながら運転などの違反行為の内容や危険性、反則金制度について周知、啓発を行っています。

今後につきましては、法改正の内容の継続的な周知徹底を図るとともに、自転車利用時における交通ルールやマナーの遵守に向け、発達段階に応じた指導の充実を進めてまいります。また、自転車は交通事故の被害者にも加害者にもなり得ることへの理解を深め、自ら安全な行動を選択し、交通ルールを守ろうとする意識の醸成につなげていきたいと考えております。引き続き、関係機関や家庭との連携を深めながら、児童・生徒の交通安全意識の向上と交通事故防止に取り組んでまいります。

〔7 番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

片岡孝一議員。

○7 番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

特に中学3年生の子は来年の4月から16歳になっていきますので、今まではよかったですが、罰金が発生します。今後も、関係機関や家庭との連携を深めながら児童・生徒の交通安全意識の向上と交通事故の防止に取り組んでいただき、子どもたちの未来のために子どもたちの目線に立った交通安全教室をよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（今枝和子君）

続いて、8番 高橋時男議員の発言を許します。

高橋時男議員。

○8番（高橋時男君）

議長の承諾をいただきましたので、通告書に基づきまして順次質問をさせていただきます。

今日も大勢の方々に応援に来ていただいておりますので、張り切って質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

今回、私は地方紙に掲載されておりました記事から気になりました2つの項目につきまして質問をさせていただきます。

1つは防災会議における女性委員について、もう一つはインターンシップ型採用試験の導入についてです。

早速、1つ目の防災会議における女性委員についてから質問をさせていただきます。

今年3月の地方紙に、地域防災の情報収集を担う防災会議の委員に占める女性の割合が2026年の都道府県版ジェンダーギャップ指数で、岐阜県は43位となり3年連続で40位台という記事が掲載されました。

政府は、2025年までに各都道府県が設置する地方防災会議の委員に占める女性委員の比率を30%以上にするという目標を定めていました。しかしながら、内閣府の防災会議の女性委員の登用の資料によれば岐阜県は2023年4月1日現在、防災会議の女性の登用は42の市町村のうち、防災会議数は41、うち女性委員を含む防災会議数は31、委員総数は931人、うち女性委員数は81人、女性比率は8.7%と低水準であり、3割には程遠い状況となっています。

また、3月の新聞記事によれば、県内の市町村別防災会議委員の女性比率では、高いところから羽島市と養老郡養老町は31.6%、次いで恵那市の25.8%、安八郡神戸町の25.0%、高山市の23.1%という順であり、本巣市はというと8.3%で県内42市町村のうちの13番目、21市のうちの10番目という状況です。順位だけでいえば決して低いという状況ではありませんが、国の目標である30%以上と比較をいたしますと大幅に下回っており、実際に県内でも2市町が国の目標を達成している状況を鑑みれば、今後本市においても防災会議委員の女性委員を増やしていくべきではないかと思惟したことから、今回質問をさせていただくこととしました。

過去の災害、阪神・淡路大震災や東日本大震災、そして一昨年の能登半島地震など、大きな災害が起きますとその都度様々な課題が洗い出されその対策が進められてはいますが、私は、災害が発生するたびに避難所では必ず次の2つの課題が浮き彫りになると感じています。1つはトイレや更衣室、プライバシー、衛生問題など生活面に關わること、もう一つは女性用品、育児、介護用品など、物資や環境の改善が進まないという運用面の課題です。

私は、いずれの課題についても災害対策決定の場や避難所運営において女性の意見が十分に取入れられていないことが原因ではないかと考えています。防災分野の様々な意思決定のプロセスに女性が参画することは、発災直後からジェンダーに配慮した迅速な対応をするためにも今や必須で

す。ジェンダーに配慮した対応は、乳幼児や妊産婦、障がいのある方、また高齢者の方など多様な方々への配慮につながり、ひいては避難所生活をする被災者の健康にも大きく影響をいたします。

では、本巢市の現状はどうでしょうか。質問を通して市の状況、見解を確認させていただきたいと思います。

では、早速1点目の質問をさせていただきます。

現在の防災会議の委員構成、男女別人員をお尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（林 晃弘君）

それでは、お答えします。

防災会議の委員構成につきましては、木曽川上流河川事務所、岐阜県、北方警察署、本巢消防署などの関係行政機関のほか電力・通信事業者や鉄道事業者などの公共機関、医師会や歯科医師会などの災害応援協定締結団体、消防団及び市役所の関係部局長により構成しております。

議員御指摘のとおり、3月の新聞報道にございました市町村防災会議の委員に占める女性の割合における男女別の委員構成は男性22名、女性2名と、関係機関の代表者のほとんどが男性であり、女性は市消防団の女性分団の代表者及び当時の北方警察署長のみとなっているのが現状でございます。しかしながら、防災に関して女性の意見を取り入れる重要性は高まっており、防災会議においても女性委員を増やすことは必要であると認識しております。

〔8番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋時男議員。

○8番（高橋時男君）

ありがとうございました。

新聞の記事には8.3%という比率しか掲載されておりましたので、今具体的に委員の構成や人数を確認させていただきました。24名の委員のうち女性は2名ということですが、2名で果たして女性の意見を十分に酌み取ることができるのかなという思いがいたしております。

内閣府の男女共同参画の視点による災害対応状況調査によれば、災害が起きたとき地方公共団体に設置されます防災対策本部においても、職員の男女比は女性2.8に対して男性7.2の割合となっています。さらに、管理職に限定をいたしますと、女性0.5に対して男性9.5の割合となり、災害時の意思決定に関わる男女差がより顕著になるという結果が出ています。

そんな中、防災分野における女性の参画促進に取り組んでいる2つの自治体の事例を御紹介させていただきます。

大阪府堺市では、防災会議における市職員の委員数を削減し、障がいのある方、高齢者、女性などの災害時に特に被害を受ける人たちに寄り添った活動をされている支援団体の登録数を増加する

など、構成団体の見直しにより女性委員の割合を10%台から46%まで向上させ、実際に活動している方に委員に入ってもらうことで当事者視点の多様な意見を吸い上げています。

また、兵庫県明石市では、防災会議内にジェンダーと防災に係る専門委員を設置し、性別、年齢、障がいの有無などの多様な観点から災害対策を考えることの重要性を共有するとともに、テーマによっては臨時の委員として障がいのある方々にも参画してもらいワークショップを開催しています。専門委員の会議を踏まえ、提言書を作成し、提言書を基にジェンダーや要配慮者に関する視点から地域防災計画が改定されています。

本市においても、防災に関する意思決定のプロセスにおいて女性の比率を30%以上にすべく、より積極的な取組が必要だと考えます。他の自治体の事例なども参考にしながら、ぜひ推進していただきたいと思います。

次に、2点目の質問をさせていただきます。

防災会議の女性委員に期待する役割についての市の見解をお聞かせください。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（林 晃弘君）

それでは、お答えさせていただきます。

防災会議の女性委員には、女性の視点や考え方を防災政策に反映することを目的に委嘱させていただいているところでございます。

避難所環境をはじめとする災害時における女性への配慮は、これまで全国で発生した災害においても課題として上げられることが多く、その重要性が認識されております。防災施策の中心的機関である防災会議において女性委員からの意見は極めて重要であり、本市の防災体制強化に大きく寄与するものと考えております。具体的には、避難所における女性用更衣室や授乳室の整備など、女性ならではの視点やきめ細やかな配慮が反映された意見を取り入れることで多様な住民のニーズに応じた防災施策の充実に貢献していただくことを期待しております。

また、防災に関する知見を生かし、家庭や地域の防災リーダーとして、地域内の防災意識向上や啓発活動においてリーダーシップを発揮していただくことも期待しており、女性委員の比率を増やすことで多様な視点を生かした災害に強い地域づくりを推進してまいります。

〔8番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋時男議員。

○8番（高橋時男君）

ありがとうございました。

ただいまの答弁にもありましたとおり、私も女性に委員に入ってもらうことで女性ならではの視点や意見を取り入れ、防災施策の充実に貢献してもらうことに期待をしております。

また一方では、男女のニーズの違いに配慮するとともに、男性はこうあるべき、女性はこうあるべきという意識から男女どちらかが過度な負担を抱えることがないように、日頃から男女共同参画の考えを共有していくことも重要ではないかと考えておりますので、この点につきましてもよろしくお願いしたいと思います。

次に、3点目の質問をさせていただきます。

女性の視点を取り入れた訓練、研修の計画についてお尋ねをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（林 晃弘君）

それでは、お答えいたします。

女性の視点を特に取り入れた防災訓練や研修の具体的な計画としましては、令和4年度から進めております防災士養成講座や防災士フォローアップ研修会の継続的な開催を通じて、多くの女性に参加いただいております。現在、市職員を除く市民防災士342人のうち、女性防災士は93名で、全体の27.2%を占めております。さらに、防災士相互の連携充実を図る取組としましては、今月末に（仮称）本巣市防災士会の設立が予定されており、この防災士会の役員にも多くの女性が参画されると伺っております。災害時における市民の安全を確保するため、防災訓練や研修はもちろんのこと、災害発生時における対応においても、市民組織としての連携、協力において多くの女性防災士の活躍に大いに期待しているところでございます。

これらの防災士養成事業や防災士育成の取組には、男女を問わず多くの方々に御参加いただき、性別に偏りなく高い防災意識の保持に努めていることから、結果的に女性の防災活動への参画やその視点の反映につながっているものと認識しております。防災士の資格取得促進や防災士会の設立支援を通じて、多様な住民層が防災活動に参加しやすい環境を整備し、防災意識の啓発活動も含め、男女共同参画の推進に寄与してまいります。

〔8番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋時男議員。

○8番（高橋時男君）

ありがとうございました。

現在、市民防災士は342名、うち女性防災士は93名ということで全体の27.2%を占めているという答弁がありましたが、私も防災士フォローアップ研修に参加をさせていただいておりますが、確かに参加するたびに女性の参加者が増えているなという印象を持ちます。また、答弁にありましたとおり、今月末には本市にも防災士会の誕生が予定されており、メンバーには多くの女性が見えます。

災害時での女性防災士の活躍が期待してやみませんが、引き続き女性が気軽に研修に参加しやすくなるような工夫をするなど、防災活動に関わる女性の裾野をより一層広げていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

次に、４点目の質問をさせていただきます。

避難所運営に女性が十分に参画できるよう、現行の避難所運営マニュアル等を見直しする考えについての見解をお尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（林 晃弘君）

それでは、お答えします。

本市では、女性の視点を取り入れた避難所運営の重要性を認識しており、これまでも女性専用の更衣室や授乳室の設置、個室利用が可能な仮設トイレの整備など、女性が安心して避難生活を送れる環境づくりに努めてまいりました。また、避難所運営における多様な住民のニーズに対応するため、避難所運営マニュアルの内容につきましても定期的な見直しを行い、女性の意見や立場が反映されるよう配慮しております。今後も、地域住民や関係機関の意見を踏まえつつ、女性が主体的に参画できる環境整備のさらなる充実に向けて取り組んでまいります。

〔８番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋時男議員。

○８番（高橋時男君）

ありがとうございました。

こんな調査結果がございます。東京大学社会科学研究所が行った調査では、防災会議に女性委員がゼロの自治体と10%台の自治体の防災備蓄の状況を比較した場合、女性委員が10%台の自治体のほうがアレルギー対応食や女性用品、おむつなどの備蓄が充実しており、洋式仮設トイレや間仕切りについても女性委員が多いほど比率が高くなっています。また、女性委員が10%台の自治体のほうがゼロの自治体よりも、避難所運営の指針に女性の参画推進、女性への暴力やセクハラ防止のための対策、バリアフリー、ユニバーサル対応、プライバシーの確保などの記載のある割合が高くなっています。このような調査結果からも、先ほども申しましたが、まずは本市の防災会議における女性委員の比率を高めるべく、積極的な登用をお願いします。そして、プライバシーや衛生などの生活環境、防犯や安全対策、女性用品や育児、介護用品などの物資の供給などに関して、女性や子育て家庭の意見が十分に反映、配慮された避難所運営により、被災者の方々が安心・安全に避難生活が送れるよう引き続き定期的に避難所運営マニュアルの見直しを行い、実効性のあるマニュアルとなるよう努めていただきますことをお願いし、２つ目の質問に移らせていただきます。

２つ目の質問は、インターンシップ型採用試験の導入についてです。

かつて安定した職業の代名詞でありました公務員ですが、近年、全国的な傾向として多くの自治体や官公庁で公務員採用試験の志望者数が減少しています。特に地方では募集定員を下回る受験者

しか集まらない自治体もあると聞いています。その要因は様々なことが考えられますが、年々民間企業の採用時期が早まっていることや人手不足を背景に民間企業の採用意欲が高まっており、特に大手企業では給与や福利厚生改善はもとより、柔軟な働き方の改革が進んだことで、かつて安定を求めて公務員を志望した学生が民間に流れているのではないかと考えられています。

一方、若者の価値観の変化も大きく影響を及ぼしていると言われてしています。安定よりもやりがい、地域よりも柔軟な働き方を重視する若者が増えており、リモートワークや副業を許容する民間企業の増加により、公務員の硬直的と思われる働き方が若年層の価値観に合わないと考えられています。

また、地方公務員の離職の傾向も近年大きく変化し、特に若年層における自己都合退職者が増加しています。厚生労働省の新規学卒就職者の離職状況調査によれば、2022年3月に大学を卒業し2025年の3月までの3年以内に仕事を辞めた人の割合は33.8%と高い水準となっています。時間と労力をかけて獲得、採用した自治体にとっても、また希望に胸を膨らませて入庁された職員にとりましても、離職はとても残念なことです。

このほど可見市が導入を決めたインターンシップ型採用試験は、優秀な人材の獲得、入庁後のミスマッチを防ぎ離職率の減少が期待できる制度であり、私は近隣自治体に先駆けて制度を導入することで他市町との差別化が図られ、本県市で働きたいと思ってもらえる学生さんが増えるのではないかの思いから今回質問をさせていただくこととしました。

それでは、早速1点目の質問をさせていただきます。

エントリー数及び採用人数の推移と課題につきましてお尋ねをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えを申し上げます。

近年の少子化の進行を受け、民間企業の採用意欲は依然として高止まりしている状況の中、議員御指摘のとおり、民間企業の採用早期化の傾向などによりまして学生優位の状況が続き、全国的に自治体における新卒者の採用は年々厳しさを増しております。また、国や県、他自治体間でも試験日程がずれ込むことで、幾つもの自治体で採用試験を受験し、より上位の自治体へ流れていく傾向がございます。

本市におきましても、新卒採用のエントリー数は令和5年度が84名、令和6年度が124名と増加傾向にありましたが、令和7年度は48名と減少に転じており、新卒者の確保が依然として大きな課題であると認識をしております。一方、採用人数につきましては、令和5年度が10名、令和6年度は5名、令和7年度が6名となっており、エントリー数の変動がある中でも必要な人員を確保できている状況でございます。今後も採用を取り巻く環境は厳しさを増すものと予測しており、優秀な人材を確保するための取組は喫緊の課題であると考えております。また、受験者の進路選択が多様化

する中で、本市の仕事の魅力ややりがい、職員の成長を支える職場環境など、いかに学生の視点に立って伝えていくかということも重要であると考えております。

〔８番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋時男議員。

○８番（高橋時男君）

ありがとうございました。

今、新卒採用のエントリー数と採用人数の推移をお聞きしましたが、特にエントリー数は私が予想しておりました人数より少なく、正直驚きました。また、本市もエントリー数は減少傾向にあるということも分かりました。

次に２点目の質問をさせていただきます。

私は以前会社勤めをしておりまして、民間企業の採用については理解をしておるのですが、公務員の採用についてはどのような流れで、またどういった手法で選考されているのか存じておりません。

そこで質問です。エントリーから採用に至るまでの流れについてお尋ねをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

本市における職員採用の選考プロセスにつきましては、行政運営を担うにふさわしい人材を選考するため、複数段階の試験を実施しております。

まず一次試験では、公務員として必要な基礎的知識や一般教養を確認する教養試験に加え、職務遂行における適応性を正確さ、迅速さなどの作業能力から評価する事務適性検査、そして公務員に求められる基礎的な性格特性を把握するための性格特性検査を実施しております。これらの試験結果を総合的に判断し、一定の基準を満たした方を二次試験へ進んでいただいております。

この二次試験では、論理的思考力や表現力を見る作文試験、複数人での議論を通じて協調性や傾聴姿勢、課題解決能力を評価する集団面接、そして受験者一人一人の人物像や意欲、公務員としての倫理観、職務に対する考え方をより深く探るための個別試験を実施し、本市の職員として求められる資質を総合的に評価して最終的な採用を決定しております。

さらに、社会人経験者につきましては、三次試験として個別面接を再度実施いたしまして、これまで培ってきた職務経験であったり、実務能力が即戦力として本市の課題や事業推進にどのように生かせるかなどを具体的に確認しております。

採用に当たっては、こうした試験を通じて選考の公平性と客観性を確保しながら、公務員として必要な基礎的な能力はもとより、本市の求める人材像に合致する優秀な人材の確保に努めていると

ころでございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋時男議員。

○8番（高橋時男君）

ありがとうございました。

教養試験、事務適性検査、性格特性検査の一次試験があり、一次試験合格者に対して作文、集団面接、個別面接の二次試験を経て内定、採用という流れであることが分かりました。また、面接の方法、回数の違いはあるものの、教養のほか人物重視をされている点は民間企業とほぼ同じであることも分かりました。

ちなみに、私が以前勤めていた信用金庫では、採用試験の面接官に必ず女性職員にも入っていただき、女性目線での評価を行っていました。服装や身だしなみ、礼儀作法、言葉遣いから質問内容に至るまで、女性ならではの視点で気配りや誠実さ、人間性や協調性を把握する上で大変参考になり、より多様な視点から面接者を見極めることができました。

ここで再質問をさせていただきます。

本市は、集団面接あるいは個別面接において面接官に女性職員を取り入れておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの再質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答え申し上げます。

面接官への女性職員への登用につきましては、これまで専門職の採用試験において実施をいたしております。具体的には、保健師の採用試験では、個別面接におきまして担当課長であります女性職員が面接官として参加しており、また保育士の採用試験では、実技試験において園長である女性職員が試験官を務めております。

一方で、一般行政職の採用試験におきましては、これまでの面接体制の中では女性職員の参画には至っておりませんが、先ほど来御指摘がございますように、採用の選考における多様な視点の確保であったり、より公平で客観的な人物評価を行う観点から女性職員が面接に参画することは大変有意義であるというふうに考えております。そうしたことから、今後につきましては、一般行政職の採用試験におきましても女性職員を面接官として登用できるよう検討し、実施してまいりたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋時男議員。

○8番（高橋時男君）

ありがとうございました。

保健師や保育士という専門職の採用試験で女性職員を登用されている一方で、一般行政職においては登用していないということが分かりました。女性職員が面接官に入ることによって、また違った評価や有益な意見が得られ、面接者を判定する上でとても参考になると思いますので、ぜひ一般行政職においても女性職員の登用をお願いしたいと思います。

ところで、本市は毎年大学等に在学する学生を対象に就業体験、インターンシップの受入れをされているとお聞きをいたしました。実際に本市にインターンシップを希望される学生さんは、大なり小なり本巣市という自治体、あるいは公務員という職業に関心、興味を示している方であり、有力な候補者であると思います。また、数日間という限られた日数ではありますが、インターンシップは学生さんにとっては市役所という職場の情報をありのまま見られる、また自治体にとっても学生さんの本質を見抜くことができる絶好の機会でもあります。

従来、インターンシップを採用の評価に用いることは禁じられていましたが、2022年に就業体験5日以上など条件を満たせば評価に活用することが可能となりました。私はこのインターンシップをぜひ本市の採用試験の一つに加えてはどうかと考えます。

そこで3点目の質問をさせていただきます。

インターンシップ型採用試験導入についての見解をお尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

先ほど来議員御指摘のとおり、優秀な人材の確保と採用におけるミスマッチの解消は本市にとっても大変重要な課題でございます。

インターンシップは、学生が市役所の業務を体験するだけにとどまらず、職場の雰囲気を直接体験し、職員との交流などを通じて市政への理解や市役所で働くイメージを深める上で大変有効な手段であると認識をしております。

本市におきましても、以前からインターンシップを活用し学生を積極的に受け入れており、令和5年度は10名、令和6年度は13名、令和7年度は7名の学生が職場体験を行いました。これらのインターンシップに参加した学生の中から実際に本市の職員採用試験を受験する者もおりまして、令和5年度の参加者からは7名、令和6年度の参加者からは5名が実際に受験をいたしまして、令和8年度の採用では令和6年度の受入れ者から2名が実際に合格をいたしまして、市役所の職員として勤務を現在いたしております。インターンシップは、学生にとって具体的な職業イメージを形成する機会となるだけでなく、本市にとっても将来の職員候補となる人材と早期に接点を持つことができる大変貴重な機会となっております。

他方で、採用試験として位置づける場合には他の採用試験との公平性の確保や評価方法、実施体制など多岐にわたり整理すべき点もありますことから、慎重に進める必要があるというふうに認識をしております。そのため、まずは本市の職員採用試験全体を総合的に見直しまして、受験者数の安定的な確保につながるよう、より効果的な広報や試験内容の改善に注力してまいりたいと考えておりますが、インターンシップの重要性も認識をしておりますので、より広範な視点から採用活動の在り方を検討し、優秀な人材の確保に向けた取組を着実に推進してまいりたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋時男議員。

○8番（高橋時男君）

ありがとうございました。

この制度は、短期間の面接という選考に比べて、自治体にとっても、また学生さんにとってもお互いに納得した形での採用となり、かつ入庁後のミスマッチの減少にもつながるものと思っておりますので、ぜひ導入に向けて積極的に検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

話は変わりますが、同じ採用のミスマッチの軽減につながる採用として、アルムナイ採用という手法があることを御存じでしょうか。

アルムナイ採用とは一度退職した元職員を再び雇用する採用手法のことで、従来とは異なるアプローチとして昨今注目を集めており、企業の間で導入が進み始めています。

企業にとっては、採用しても早期離職やミスマッチが発生しやすく、定着までコストも時間もかかる中、アルムナイ採用は元職員の雇用ということで、即戦力としての人材確保が可能となります。また、元職員にとりましても、庁舎内の雰囲気や業務内容を理解した上で、慣れ親しんだ職場に復帰できるというメリットがあります。

反面、デメリットもございます。辞めても戻れるという安心感から、現職の職員が以前よりも気軽に退職を考えてしまうおそれがあります。また、元職員に相応の給与やポジションを与える場合、再雇用者だけが好優遇になりますと職場内に不公平感が生じ、職員のモチベーションの低下や不満につながるおそれもあります。

私は、これらのデメリットを解消すべく再雇用時の評価基準や昇進ルール等を明確に定め、公正な人事賃金制度を整備した上で、本市もアルムナイ採用を導入してはどうかと考えます。

そこで4点目の質問をさせていただきます。

アルムナイ採用についての市の見解をお尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答え申し上げます。

アルムナイ採用、すなわち一度退職した職員を再雇用する制度につきましては、退職者の持つ専門的な知識や経験、これまでの職務を通じて培われたネットワークなどを再び活用できる点で組織にとって大きなメリットがあるものと認識をしております。特に、行政課題が複雑化、高度化する中において、一度本市で勤務した経験のある職員は業務内容や地域事情を深く理解をしているため、市政運営に速やかに貢献し、その力を遺憾なく発揮できる期待が持てます。また、若手職員の育成や配属部署のパフォーマンス向上にも貢献し得るものと考えております。

本市では現在、任期付職員制度や会計年度任用職員制度などを活用し、専門性の高い外部人材や経験のある人材を必要に応じて採用しているところでございますが、アルムナイ採用につきましても人材確保の多様な選択肢の一つとして、また採用コストの削減や離職率の抑制、組織内での多様なキャリアパスの提示という観点からもその有効性は非常に高いものと捉えております。

今後は、既存の採用制度や人事制度との整合性、再雇用の対象となる職務内容、処遇などを総合的に考慮しながら、他自治体の取組状況であったり制度運用の実態なども参考に、本市にとって効果的な人材確保の手法の一つとして検討を進めてまいりたいと考えております。

今後も、限られた人材を有効に活用しながら安定的かつ持続可能な行政運営を図る観点から、優秀な人材の確保に向け、あらゆる可能性を追求してまいります。

〔８番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋時男議員。

○８番（高橋時男君）

ありがとうございました。

昨今、国内においては少子高齢化による労働力人口の減少が深刻化しており、優秀な人材の確保競争が年々激化してきています。自治体職員の採用も、従来の型にはまった採用手法から積極的に民間の手法を取り入れ、人材確保に努めていくべき時代が到来したのではないかと考えています。今日御提案させていただきましたインターンシップ型採用試験、アルムナイ採用制度、さらには女性面接官の登用など、本市でもぜひ導入を検討していただきたく、まずは早速、先進自治体の調査・研究から始めていただきますことをお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今枝和子君）

ここで暫時休憩をいたします。２時30分再開です。

午後２時14分 休憩

午後２時29分 再開

○議長（今枝和子君）

再開をいたします。

続いて、９番 澤村均議員の発言を許します。

澤村議員。

○9番（澤村 均君）

通告書に従い一般質問を始めたいと思います。

まず、始めます前にアメリカがイランと何か訳の分からん、仲直りしたか何かで取りあえずは安定するということで原油が日本に来るということで安心はしておりますが、まだまだロシアのウクライナ侵攻、昨日もかなりの攻撃がありました。こういったいつまでたっても終わらない戦争、こういったことに日本が絶対に巻き込まれないように頑張って政治をやっていききたい、そう思って一般質問を始めます。

今回は、4つの項目について質問をいたします。

まず最初に、市の遊休施設の財産処分についてであります。

今、本巢市では新しい幼稚園ができたりこの庁舎ができたりして今まで使っていた施設、また使われなくなった施設がたくさんあります。根尾のうすずみ温泉四季彩館、こういった様々な資産が、これは市民の大切な財産でございます、こういった処分について3項目ほど一般質問をいたします。

まず初めに、資産を売却する場合、入札で行う場合の審査基準についてお伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（林 晃弘君）

それでは、お答えいたします。

遊休資産につきましては、行政財産として休止しているものと、用途を廃止し普通財産として管理しているものがございます。普通財産の売却につきましては、本巢市普通財産売払い事務取扱要綱第3条により、売払い方法は一般競争入札または随意契約によるものとするとして定めており、一般競争入札を基本としております。本市が普通財産の売却を一般競争入札により行う場合、公平性、透明性を確保しつつ、市にとって最大の利益を確保することを基本としております。一般競争入札における審査基準で最も重要な要素は提示された売却価格でございます。本市が設定した予定価格以上で、最も高額な価格を提示した入札参加者と契約を締結しております。そのほか、地域の実情などを踏まえ、案件ごとに条件を付すなどして適宜実施しているところでございます。

また、入札参加者の資格については、本巢市普通財産の一般競争入札実施要領第3条各号により、支払い能力や事業を円滑に遂行するための確実な履行能力等について定めているところでございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

澤村均議員。

○9番（澤村 均君）

ありがとうございます。

公平な入札を行われている、そして落札者を決めるということなのですが、この貴重な財産、土地であり建物であったり、こうしたものをまず金額を決めなければなりません。こういった設定金額は誰がどのように決められるのかをお尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（林 晃弘君）

それでは、お答えいたします。

設定金額、いわゆる予定価格の基準につきましては、不動産鑑定士に鑑定評価を依頼しております。不動産鑑定士が行う評価においては、その物件の適正な市場価格を客観的かつ公平に算定するため多岐にわたる要素を総合的に考慮されております。具体的には、近隣地域における類似不動産の実際の取引価格や公示地価、路線価といった周辺の取引事例を基盤とします。これに加え、対象地の立地条件、土地の形状、面積、接道状況といった特性も考慮されています。また、都市計画法や建築基準法に基づく用途地域、建蔽率、容積率など、そういった法規制による制約も重要な考慮事項となります。以上の事項を総合的に考慮し、最終的な評価額が算出された額を参考に、市として金額を設定させていただいております。

ただし、500平米以下の小規模な土地につきましては、鑑定評価に係る費用がその物件の評価額に比べ割高となるため、3年以内の取引事例価格や近傍類似評価額により算出をしているところでございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

澤村均議員。

○9番（澤村 均君）

ありがとうございます。

こういった目では見えない、定価がついていない資産をどのように売却するか、いかに有利に売却をするか、これが今財政が緊迫している本巢市でも、いかに今あるものを有効に使うかということを考えながらこの質問をつくってみました。

取りあえず、3番目に行きます。

条件等を変更された場合の公示はどのように公表されるのか、お尋ねをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（林 晃弘君）

それでは、お答えします。

普通財産の売払いに関する公表、公告につきましては、条件等を変更した後の入札を含めて、本

巢市普通財産売払い事務取扱要綱第4条により、入札の前日から起算して30日前までに公告を行った上で入札による売払いを行っております。

市の公表の方法としましては、本市のホームページに売却物件に関する詳細な情報を掲載しております。そのほか、本庁舎及び根尾分庁舎の指定掲示板にも売却に関する公告文書を掲示し、情報提供を行っております。昨年度、公有財産の利活用に関するアイデア市場調査等を3件実施しており、今後、いただいたアイデアを参考に条件等を検討させていただき財産処分につなげてまいりたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

澤村均議員。

○9番（澤村 均君）

こういった入札で条件が変更された場合、特にこの部分をちょっとお尋ねいたしたいと思います。

昨年、ある物件が売却されるということで条件等を詳しくお聞きいたしました。それが1月になったらもうその物件は売却された。そういうことを結果だけを聞かされて参加できなかった業者がいるということを聞いた上でこの質問をいたしております。こういった公平、公正な場に業者が立つ場合、30日間、この期間というのがどのように、今の公示板で公示をされる、それも30日間。

私も公示板というのはいろんな、税務署であり市役所であり置いてありますのを見ているのですが、ガラスの中にぺたぺたと貼ってあって、あれが公示なのかというすごく矛盾を感じております。こういったことを踏まえながら、業者にとって有利にならないような偏った案件にならないようなことを公平にさせていただくためにも幅広く長く、この30日間というのがどうやって決められたのか、昔からある慣例なのかということを踏まえて、再質問としてこういった条項を変えていくことができないかをお尋ねします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの再質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（林 晃弘君）

失礼します。それでは、答えさせていただきます。

先ほどの30日というルールにつきましては、本巢市普通財産売払い事務取扱要綱第4条の規定によりまして、入札による売払いはその公告を入札の前日から起算して30日前までに行うものとするということでございます。これに基づき、30日という設定をさせていただいております。したがって、本市といたしましては30日前までに行うということでございますので、これを超えて例えば40日、50日といった設定は可能でございますので、そういった対応は今後検討させていただいてまいりたいと思います。また、議員御指摘の公告の方法につきましても、現在ホームページと公告掲示板ということをやっておりますが、広報紙もうまく活用をしながら今後検討させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

〔9 番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

澤村均議員。

○9 番（澤村 均君）

ありがとうございます。とにかく公平、公正なことをよろしく願いをしながら、4 番に入ります。

土地や建物の評価、またそれに伴う解体などの評価の見積り業者、これの業者の数はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（林 晃弘君）

それでは、お答えさせていただきます。

土地や建物の評価につきましては、先ほど御質問のありました設定金額、いわゆる予定価格の算定に当たりまして、専門的な知見に基づき、不動産鑑定士に鑑定業務を依頼しております。一方、解体費用の評価につきましては、通常は建築設計コンサルタントによる解体設計業務で算出した費用を基準としておりますが、全ての解体費用を委託による解体設計業務で算出することが予算執行において合理的でない場合は、市の入札参加資格登録事業者のうち、建設工事または解体工事に登録する事業者の中から、解体工事において近隣市町を含め実績のある業者からの見積りによって費用の算出を行うこともございます。見積業者の数につきましては、参考に 1 社からの見積りにて対応しておりますが、提出された見積価格が近隣での解体事例の費用や建築設計コンサルタントにより算出した額と比較して、大きな乖離があった場合は複数社から見積りをいただくなど対応をさせていただいております。

〔9 番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

澤村均議員。

○9 番（澤村 均君）

付帯する解体工事といいますか、土地の評価をする場合もそうですけど 1 社より 2 社、2 社より 3 社、これは今までの普通の業者の入札とは逆で少しでも安い選定をしなければ市民の財産が減るという、単純に、そういうことですからとにかく、市内の業者なのか、一般的な見積りをする業者って決まっておられるのかどうか分かりませんが、特に解体については近年物すごく高騰しております。石綿の問題もありますし、騒音問題とかそういった近隣の苦情のことがあってかなり高騰していることは間違いありません。そこで、例えば解体費用がたくさんかかればかかるほど下の土地の値段が安くなっちゃう、下手したらなくなっちゃうかもしれない、そういったことを考えると、いかに数多い業者を選定して、お値打ちな評価をしてもらって見積りを出すと、そういったことを

今後とも考えていただいて市民の財産が少しでも多く、また税収が伸び悩んでいるときに今あるものを有効に使っていただくということで、この質問をいたしました。

2つ目の質問に入ります。

観光資源について、本市の観光資源、今回は特に本巢の蛍の保護やイベントについてお尋ねをするものであります。私も10年ほど前から根尾の大須のダムの下へ行ったり河内や木倉の用水を見たり、もうずうっと蛍がいっぱいいます。最近では、うちの庭にでもいっぱい蛍が飛んで朝になるとつかまっております。こういった状態が保たれているのが根尾川の支流の水がいかにかきれいかという、こういうことを考えてこの質問をつくってみました。

まず最初に、ほたる祭りについて、これまでの観光客数の把握をお尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えいたします。

花とほたる祭りは、本巢市の合併以前から旧本巢町で親しまれておりました本巢源氏ほたる祭りと旧糸貫町のげんげ祭りが一つになり、平成17年6月に第1回が開催されました。

本祭りは「自然と都市の調和の中で 人がつながる 活力あるまち・本巢」を目指し、市民がつくり市民が参加するイベントとして、市民による花づくりや花飾りの推進、蛍保護の意識啓発、そして心豊かな人づくり、潤いのあるまちづくりに寄与することを目的としていました。主な催しとしては、歌やダンスのふれあいステージ、展示や即売、飲食のふれあいバザー、小学校の児童が栽培した花の展示、特産品などのふれあい抽せん会といった多岐にわたる内容で市民の皆様に親しまれていました。しかしながら、市制20周年を契機としたイベント事業の見直しに基づき、これまで市が企画、運営を行う行政主導型の地域イベントは、令和5年に開催いたしました第16回をもってその役割を終えることとなりました。令和5年に開催いたしました第16回花とほたる祭りにおきましては、推計となりますが、約5,000人の方が御来場をいただきました。これまでの開催におきまして、多くの市民や来訪者の皆様に地域のにぎわいを創出したイベントと記憶しております。

〔9番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

澤村均議員。

○9番（澤村 均君）

私も一昨年ほどまではこのほたる祭りに参加して、かなりにぎわっておりました。環境保護、守っておられる方からするとこんなにやかましくて蛍の環境にいいのかという心配をされるぐらいの盛況ぶりでした。

ただこの蛍、今は緊縮財政ですか、この祭りがなくなったということで、いろんなイベントがなくなっている中で特に市内の方、市外の方を含めて、糸貫川のスタジアムの駐車場には相当な人が

今でもおられます。また、糸貫川だけではなくいろんなところに点在をしているこの蛍、こういった開催をしているというか小さくでも見学会とかそういう会をしている市民団体、また個人の団体があるのかをお尋ねをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えいたします。

令和5年に開催された市の花とほたる祭り以後、糸貫地域の市民団体が郡府地域において、令和7年度から蛍の発生時期に合わせた観賞イベントを開催していることはお聞きしております。また、この団体はSNSを通じて市内の蛍に関する情報を発信されています。

御質問にあります観光部署における地域イベントに対する補助制度は設けておりませんので、個人または団体からの補助金申請はございません。

〔9番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

澤村均議員。

○9番（澤村 均君）

今は補助金の話ということで、お伺いいたしておきます。

蛍を保護する観点もそうですけど、みんなで蛍を見に行くこういった地元の方たちの御努力というんですかね、こういった環境を守っている方々が数多くおられます。また、例えばどろんこ探検隊とか水とホテルの会、こういった会も積極的に参加され、保護からまた見学をする、そうした人たちの人を集める活動も一生懸命やられております。こういった、本巢市内至るところで守られているというか頑張っている方はごく少数の方が頑張っておられるんで、これは特に糸貫地域の方がやっぱりどうしても多いと思います。そういったところで、今回は3番目の質問として、今後の蛍の保護活動、またPR活動についてどのようにお考えをされているのかお尋ねをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えいたします。

本市では、本巢市螢保護条例に基づき、貴重な観光資源である蛍の保護に取り組んでいます。

近年、蛍の減少傾向が確認されていることを受け、どのような対策が必要か関係部署と情報共有を図り、対策案を検討するため、令和2年度にホテル保護活動推進ワーキングチームを発足しました。このワーキングチームは、農政課、建設課、環境課、社会教育課、商工観光課など複数の部局の職員で構成されています。ゲンジボタルの生態や生息条件に関する研究を深めるとともに、職員

の専門知識の向上、関係部局間の情報共有と連携強化を図り、具体的な施策の企画、立案及び実行を目的として活動しています。

これまでの主な活動としましては、ワーキングチーム会議の開催や、地域で蛍保護活動をしているどろんこ探検隊から提出された提言書を基にした協議を進めてきました。また、岐阜県ふるさと水と土指導員や岐阜工業高等専門学校教授などの有識者を講師に招き、ゲンジボタルの生態や生息条件に関する専門的な講義を受講し、知識の習得に努めています。さらに、講義後には講師とともに、ほたる公園や船来山古墳群周辺水路など実際に蛍が生息する場所の現地視察を行い、現場の状況把握と専門的な助言を受けてきました。

具体的な保護活動としては、蛍保護区域禁止区域内に設置している捕獲禁止看板の更新を実施するとともに、令和4年度には蛍が生息しやすい環境に配慮した蛍水路を南屋井地内の水路に設置するなど、生息環境の整備に努めています。これらの活動を通じて、蛍の生息に適した環境を維持、整備するためには市民の皆様の理解と御協力が不可欠であるとの認識を共有しています。また、蛍が舞う時期に合わせて、市ホームページでは蛍情報を発信するとともに、ほたる公園から本巣市民スポーツプラザまで警備員を配置し、多くの方に安心して蛍鑑賞を楽しんでいただける環境づくりに努めています。

今後の蛍保護活動につきましては、引き続きワーキングチーム及び蛍保護活動を行っているどろんこ探検隊と連携し、ゲンジボタルの生態研究と生息環境の保全に努めてまいります。また、保護活動をさらに推進していく上で重要となる市民の皆様の理解を深めていただくための周知方法についても、ワーキングチームにおいて継続的に検討を進めていきます。

〔9番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

澤村均議員。

○9番（澤村 均君）

かなり前になりますが、山口の水門の工事があったときに流れていった水が長期間にわたって濁水しているんな生物生態系が変わったと聞いております。それから、ここにも資料がありますが、今年の蛍の飛んでいる数、大体8か所ぐらいを調査した結果が大体200から300、少ないところでも150ぐらい、こういった数を細かく観察をしておられるわけでございます。こういった天然の資源といたしますか本当に自然のままの資源なんですけど、実は幼虫を捕って育てたりそれを放したり、また餌となるカワニナを放流したりとかこういった地道な活動がなされて、誰でも簡単に本巣市へ行けば蛍が見られるそういった状況で今頑張っております。

そういったことを踏まえながら、市でも商工観光、農政課、建設環境課、社会教育課、こういったワーキングチームが一丸となって頑張られておられることも承知はしております。

今年の岐阜県の3月議会で江崎知事がある質問に答えて、蛍は大切な資源だということで環境調査を一時中断するとかそういう話があり、私も3月議会で環境課の方に質問をいたしました。やめちゃうのかということをお願いをしたら、何とか続けてはいきたいという一応前向きな御答弁を

いただいております。県でもこうした心配をされておる、やっぱり岐阜県は長良川であり水がきれいな清流の国ということを訴えながら、これも環境の資源ということで、一番目に見えて分かるのが蛍ではないかということを私は考えながら今回はこの質問をいたしましたわけでございます。

こういった環境調査もそうですし、この守っていく方々のためにもやっぱり調査がなくては何も分からなくなります。また今回、この会の方たちもかなり高齢化されたということとまた若いスタッフも増えているということもお聞きしました。こういった方々は今の5つの部署の市のスタッフとともにワーキングチームを頑張っていて続けていただいて調査、研究に努めていただきたいと思います、次の質問に入りたいと思います。

3番目のもとまるパーク周辺の安全についてをお尋ねいたします。

3月議会でもこの公園周辺の西部連絡道路の横断をする人たちがかなり土・日は多いと、危険な箇所を何回も見てきた上でお尋ねをしました。残念ながら今回部長さんが替わられてまた同じ質問を、答えが聞けると思っておりましたら替わられたので、あえて再度この質問をいたしたいと思います。

西部連絡道路、もとまる公園周辺の、特に子どもたちですが、交通事故に巻き込まれないそんなような施策を考えるということで、私は当時横断歩道をつけられないかということのお尋ねをいたしました。その後の経過と結果について、また対策について、あえて質問をさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（加藤知也君）

それでは、お答えします。

もとまるパークでは、毎月のイベント開催時や春や秋の行楽シーズンなど多くの方に御利用をいただいております。特にこれらの時期には公園駐車場が満車となることもあり、その際には庁舎駐車場を開放し、その庁舎駐車場から公園まで歩行される方が増えます。そのため、庁舎から公園に向かう歩行者の安全確保が重要な課題となっております。

令和8年3月議会でも答弁させていただいたのですが、西部連絡道路と長良糸貫線の交差点部における安全対策として、岐阜県公安委員会に横断歩道の設置要望を行う予定です。現在、令和8年9月の公安委員会への要望に向けて関係部署と連携し準備を進めており、その後は令和8年12月頃に決定の判断がされ、設置が可能となった場合には令和9年3月頃の施工になる流れとなります。

信号機の設置については、長良糸貫線が国道157号まで整備されることで近隣の一般県道屋井黒野線にある信号機の移設が可能となります。それに伴い、当該交差点に信号機と横断歩道を設置できる見込みとなります。しかしながら、この長良糸貫線の整備は数年を要するため、それまでは横断歩道の新設を中心に、地元自治会の御意見を伺いながら安全対策を強化してまいります。引き続きもとまるパーク周辺の安全確保に努めるとともに、市民の安全・安心な安全対策に努めてまいります。

○議長（今枝和子君）

澤村均議員。

○9番（澤村 均君）

今回公安や県のほうに要請をする、県道ですから当然の話なんです、使っているのは市民で、何かいざとなつて事故にでもなつたら、けがをするのは市民です。そのためにも一刻も早く改善というんですか、例えば横断歩道だけでも早く造るとかそういうことも前回もお願いをしましたが、今回もあえて、再度強く要請をしまいたいと思います。

2つ目に、大野町から岐阜市の長良まで行く長良糸貫線の切替え工事の予定についてお尋ねをいたします。

これも県の事業ではありますが、市民が早期の完成を待ち望んでおり、また今ネックとなつておる樽見鉄道の踏切の移設、また郡府や上保地域にはまだまだかなりの区間が残っております。こういったことを考えながら、今、薮川橋を東へ下りたところの交差点はまだまだ303号線を主流として走っております。また信号機の形態もそのように、真つすぐ新しい、もとまる公園のほうには来ないようなそういう信号機なので交通量はかなり少ないと思います。私もなるべく避けて通りたいという、信号交差点は時間がかかるので、これがもし開通したということになると本当はかなりな交通量が157まで、北方自動車学校の交差点まで、さらには岐阜市の西郷地区の交差点までつながるとすごいことになるんじゃないか。

前に、郡府の方々からこの道ができれば地下道とか信号がないと横断することもままならない、現実にはこういうバイパスとか何かができますと地域の方々から簡単に、とい面の畑とか田んぼへ行こうと思つても車がいっぱい来て動けない、そういった今後、将来のことも前の一般質問でもお尋ねをしたことがあります。こういった将来のことを踏まえ、まだまだ時間がかかると思いますが、地元の方々から強く望んでおられる長良糸貫線の切替え工事の事業の予定についてお尋ねをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（加藤知也君）

それでは、都市計画道路長良糸貫線についてお答えします。

本巣市内における都市計画道路長良糸貫線は、県道屋井黒野線のバイパスとして、現在県により整備が進められており、当該事業の完了に伴いバイパス道路への切替えが可能になるものでございます。

現在、国道157号から西側の工区につきましては用地買収が進められております。また、国道157号から東側の工区につきましては令和6年度から工事に着手されており、令和8年度においても引き続き両工区の用地買収が継続され、その進捗を踏まえて順次工事が進められると伺っております。このため、現時点では事業完了までに相応の時間を要する見込みであり、切替え時期についてもこ

れに連動するものと考えております。なお、切替えにつきましては国道157号の西側、または東側のいずれかの区間が完成した段階で完成区間ごとに部分的な切替えが可能となるよう県と調整を行っているところです。本市といたしましては、早期の切替えが可能となるよう、特に西側区間の事業の早期完了について引き続き強く県に対して要望してまいります。

〔9番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

澤村均議員。

○9番（澤村 均君）

ありがとうございます。

この長良糸貫線の工事、私は見延の住民でございます。この県道が切り替わったとき、また踏切が切り替わったときには私の見延の地域の県道は廃道になるということで、今まで通っていた道が大きくさま変わりする、そういったことも説明会でお聞きしております。最初は立体交差から、予算がないから平面交差に切り替わったということで、2度、3度説明会で説明をお聞きしました。予算がないというのか早くできるという工程を選ばれたのだと、県のほうが、推測しておりますが、こういった地元民の道路が変わることによって起きる危険性、そういったことも踏まえながら安全に工事を進めていただく、また、地元にもこういったことを細かく周知していただくことをお願いして、次の質問に入らせていただきます。

4番目の緊急通報体制事業支援についてでございます。

少子高齢化が進む今日において高齢者が安心して独りでも暮らせる、特に独居老人の見守り状況についてのお尋ねをするものでございます。

ここに緊急通報管理センター、ベルセンターという、私も支援をしております、こういったことに支援を申し込みますと愛知県から、センターのほうから何かあったときにダイレクトに電話がかかってきます。澤村さん、今どこにお見えですか、誰々さんが今緊急事態ですということで2度ほど遭遇したことがございます。そうではないときも、ダイレクトに携帯からかかってきて支援に行くこともございます。こういった市民にとって安心な制度を知らない方が多いということで、今回あえて質問をさせていただくことでございます。

この緊急支援通報センターの現在の利用者数と料金、また利用条件についてお尋ねをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（磯部千恵子君）

それでは、お答えいたします。

緊急通報体制支援事業は、高齢者が自宅で安心して安全に生活できるよう支援するもので、固定電話に接続して利用する固定型、または固定電話をお持ちでない方向けの携帯型の緊急通報装置を貸与し、通報システムの利用も含め無償で御利用いただける事業です。

装置から通報があった場合、24時間体制で受託事業者のコールセンターに直接つながり、オペレーターが通報者の状況を迅速に把握し、緊急の場合は速やかに救急要請を行います。また親族やあらかじめ登録をいただいた緊急通報協力員へ連絡し、通報者の自宅へ出向いて安否確認をしていたり、対応するなど、受託事業者、消防、通報協力員等が密接に連携し、高齢者の安全確保や安否確認を迅速に行う体制を整えております。

利用条件につきましては、65歳以上で独り暮らしの方、高齢者世帯でそのうち一方が寝たきりの高齢者である方、あるいは、身体障害者手帳の1級から4級の交付を受けた単身世帯の方が対象となります。

令和8年3月末時点の緊急通報装置の貸与件数は市内全域で132台、また、令和7年度における緊急通報受信件数は10件、うち9件が救急要請を行った実績がございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

澤村均議員。

○9番（澤村 均君）

数のほうはよく分かりました。過去の件数が少なかったということは非常に好ましいことではあると思います。ただ、老老介護であったり、障がいを持った方々が安心して独りで暮らせる、こういった状況のためにもこの制度はもっともっと周知していただいて、いろんな方々に持っていただきたい。地域のどこに住んでいてもって、いつも僕は言うんですけど、どこに住んでいても独りで住んでいても安心して暮らせるというのは、また今地域の中でなかなかお付き合いが少なくなって隣近所で頼めたことも今は頼めない、そういったこともあるので特にこういった制度を大いに市民の方々に教えていただきたい、そう思ってこの質問をつくってみました。

またこういった方々、独りで家族がいないという方もお見えですが、いるけど子どもは愛知県に住んでいるとか連絡がなかなかつかない、こういった方々はどうしたらいいのかという相談も受けたことがございました。今は、ふだんはすごく元気で車で飛んで走っているけど、夜寝ているときにどうなるか分からない、そういった心配を持っておられる方々から、最近ですが相談を受け、こんな制度があるよということで市役所の窓口のほうへ行くようにまた書類を一式届けました。こういった、知らないがために独りでびくびくしてという心配しながら暮らしている、またお子さんたちも、遠くに住んでいるけど毎週来することもできないので見守ることがなかなかできない、こういった方々の不安要素を取り除くためにも、この制度がなかなかいいなと私は思っております。

2番目に、親族、家族がいない方、その方々のための対応はということでお尋ねをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（磯部千恵子君）

それでは、お答えいたします。

本事業では、装置の貸与に当たり緊急時の見回り等に御協力をいただける緊急通報協力員を最大3名まで登録していただいております。議員御質問の親族がいない方への対応といたしましては、親族がいないことで協力員の登録が困難な状況とならないよう、利用者の御近所で協力員の登録をお願いできる方、居住する地域の自治会長や民生委員、利用者がふだんから利用している介護事業所などにも御協力をいただきながら連絡体制の確保に努めているところです。また、親族の有無に関わらず、緊急時の対応に加えてコールセンターから利用者に対し、月1回以上電話による体調確認を実施するなど日頃からの見守り活動も行っております。

今後におきましても、いざというときにも安心して暮らすことができるよう、地域や関係機関と連携し、支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

澤村均議員。

○9番（澤村 均君）

ありがとうございます。

以前に水道部の部長さんにお尋ねをしたことがございます。根尾地域のほうで水道メーターにそういう機械をつけて、使われない時間が長くなったりとかそういったときに家庭の見守り隊が見に行くとかそういった細かな配慮があって、これ全域であるが一番ありがたいんですけど、こういった独居で住まれている方は先ほどの質問でも相当な件数がありました。こういった世帯の方々のためにも安心して暮らせるためにもせっかくある制度、こういったものを大いに利用していただく、結局はこういったことを周知していくのも行政の仕事だと思っております。これからも、広報であったりいろんなものを使いながらいろんな設備を利用することをお願いしていただきたい。

私は、いつも高齢者のためにタクシーチケットを増やしてくれといつも市長さんをお願いして、くどいほどお話をしましたが、この間、5月に養父市に交通網について研修に行ってまいりました。その折にもそうですが、どの地域でも高齢者であったり、足の確保、こういったものはすごく難しい問題、簡単に解決しない、また高齢化が進んでいくと条件が変わって、また新しい交通網を考えなきゃいけないということで堂々巡りというんですかね、いたちごっこというんですか、なかなか解決していけない問題、こういったことも踏まえながら高齢者にとって安心して暮らせる本巢市をつくるためにも、皆さんと一緒に頑張って守っていきたいと思います。

これで一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（今枝和子君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

6月17日水曜日午前9時から本会議を開会いたしますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時13分 散会

